

教育委員会会議次第

令和8年1月27日(火)
午前9時～
函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

- 議案第1号 要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について
- 議案第2号 令和8年度函南町教育推進構想(案)について
- 議案第3号 令和7年度函南町一般会計「教育費」補正予算について
- 議案第4号 令和8年度函南町一般会計「教育費」予算について
- 議案第5号 函南町小・中学校学籍事務取扱要領の一部改正について
- 議案第6号 函南町地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正について

5 報 告

- 報告第1号 令和8年度函南町東部留守家庭保育所の増設について
- 報告第2号 令和8年度函南町立春光幼稚園及び函南町立間宮幼稚園の学級編制について
- 報告第3号 令和8年度小学校・中学校入学通知について
- 報告第4号 教育情報セキュリティポリシーの策定について
- 報告第5号 函南町 PTA 連絡協議会教育研修事業費補助金交付要綱の一部改正について

6 そ の 他

- (1) 後援申請について
 - ア 第47回明治大学マンドリン倶楽部定期演奏会
 - イ 金管楽器 体験会
 - ウ 伊豆の歴史と三嶋大社
- (2) 令和7年度卒業・卒園式及び令和8年度入学式について
- (3) 国民保護法に基づく避難施設の指定の同意について(地域安全課)

次回委員会開催予定

定例会 令和8年2月25日(水) 13:10～ 函南町役場3階 教育委員会室

教育長関係報告事項

令和8年1月27日（火）

月日	曜日	内 容
12月22日	月	・課長等連絡会議（8:35～） ・企画会議（9:00～） ・函南町役場職員組合団体交渉（16:00～）
12月23日	火	・静岡県いじめ問題対策連絡協議会（静岡県庁 16:00～）
12月24日	火	・教育支援センター運営協議会（10:00～） ・第4回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（14:00～） ・田方地区教育長会（16:00～）
12月26日	金	・仕事納め式（16:30～）
1月6日	火	・仕事始め式（8:15～） ・教育委員会仕事始め式（8:30～）
1月9日	金	・令和8年度当初予算町長査定（9:00～）
1月11日	日	・はたちの集い（10:00～） ・函南町消防団出初式（13:00～）
1月13日	火	・企画会議（9:00～） ・静教組田方支部地教委交渉（15:00～）
1月14日	水	・三島地区保護司会総会（18:00～）
1月15日	木	・町内校長会（8:45～） ・田方地区教育長会（13:30～） ・田方地区学校保健会理事会（15:30～）
1月16日	金	・表敬訪問（11:00～） ○函南町点字グループ ・函南町表彰式（13:30～）
1月18日	日	・函南町マラソン大会（9:30～）
1月19日	月	・第2回 静岡県教員育成協議会（9:30～）
1月21日	水	・静東市町教育委員会教育長会（13:30～）
1月26日	月	・田方地区教育長会（9:30～）
1月27日	火	・定例教育委員会（9:00～） ・函南町教育奨励賞授与式（15:00～） ・高等学校PTA連絡協議会（19:00～）

議案第1号

要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について

要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について、教育委員会の承認を求める。

令和8年1月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請等が提出されたので、認定及び廃止について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第2号

令和8年度函南町教育推進構想について

函南町教育大綱に基づく令和8年度函南町教育推進構想を策定するため、教育委員会の承認を求める。

令和8年1月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町教育目標や函南町教育推進の方針等を示す教育推進構想を策定するため、教育委員会の承認を求めるものです。

令和8年度 函南町教育推進構想

＜国の方向性＞ 新しい時代に必要となる
資質・能力（生きる力）の育成

- 1 生きて働く知識・技能の習得
- 2 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成
- 3 学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養

＜県の基本理念＞ 未来を切り拓く人材の育成と社会を生き抜く力を育む教育の実現

- 1 未来を創造する力を育む教育の推進
- 2 全ての人の学びを支え引き出す教育の推進
- 3 地域ぐるみで取り組む教育の推進
- 4 学びを支える基盤づくり

第6次函南町総合計画より 「環境・健康・交流都市函南」の町づくり
基本目標4【生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり】

＜令和8年度 函南町園・校教育目標＞

豊かな感性と「生きる力」をもつ子どもの育成

～函南教育推進の方針～

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1 「豊かな心」を育む道徳教育 | ～ 思いやりの心、人権を尊重する心の育成 ～ |
| 2 「確かな学力」を育む学習指導 | ～ GIGA スクールにおける学びの充実 ～ |
| 3 「健やかな心身」を育む健康教育 | ～ 「スポーツのまち函南」の推進と健康の保持増進～ |
| 4 「創造力・表現力」を育む読書活動 | ～ 「読書のまち・かんなみ」の活動の充実 ～ |
| 5 「人間性・社会性」を育む体験活動 | ～ コミュニティ・スクールの運営と活用 ～ |

地域とともにある園・学校づくり

函南スタンダード～子どもたちが大切にしてほしいこと～

- 1 進んで気持ちのよいあいさつをする
- 2 志をもって、粘り強く挑戦し続ける
- 3 めあてをもち、運動や文化に親しむ
- 4 本に親しみ、読書習慣を身につける
- 5 ふるさと「函南」を愛し守り伝える

- ・生涯を通じた学習への意識の醸成
- ・自発的に学習に臨むことのできる人材の育成

議案第 3 号

令和 7 年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

令和 7 年度函南町一般会計補正予算（第 6 号）のうち、教育委員会関係補正予算を別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 8 年 1 月 27 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和 7 年度函南町一般会計補正予算（第 6 号）のうち、教育委員会関係補正予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和7年度 一般会計補正予算（第6号）3月補正予算

学 校 教 育 課 補 正 予 算

- (歳 入)
- (事 務 局 事 務 事 業)
- (教 育 支 援 セ ン タ ー 事 務 事 業)
- (幼 児 教 育 セ ン タ ー 事 務 事 業)
- (小 学 校 管 理 事 業)
- (小 学 校 教 育 振 興 事 業)
- (中 学 校 管 理 事 業)
- (中 学 校 教 育 振 興 事 業)

令和7年度 学校教育課補正予算（第6号）要求一覧表

歳入

単位：千円

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
事務局事務事業	16県支出金 02県補助金 08教育費県補助金 01学校教育費補助金 01学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	560	△ 60	500	事業実績による、補助金交付決定に伴う減額 交付決定額500千円- 予算額560千円= △60千円
小学校管理事業	15国庫支出金 02国庫補助金 06教育費国庫補助金 01学校教育費補助金 04教育支援体制整備事業費補助金	1,337	△ 538	799	事業実績による、補助金交付決定に伴う減額 交付決定額799千円- 予算額1,337千円= △538千円
小学校教育振興事業 中学校教育振興事業	15国庫支出金 02国庫補助金 06教育費国庫補助金 01学校教育費補助金 04特別支援教育就学奨励費補助金	1,592	△ 737	855	補助対象者減による減額 小学校分 △254千円 中学校分 △483千円
中学校教育振興事業	15国庫支出金 02国庫補助金 06教育費国庫補助金 01学校教育費補助金 01要保護児童生徒援助費補助金	41	△ 30	11	補助対象者減による減額 中学校分 △30千円
合計		3,530	△ 1,365	2,165	

令和7年度 学校教育課補正予算（第6号）要求一覧表

歳出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
事務局事務事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	4,519	348	4,867	人事院勧告による報酬等の改定による増額
給料	一般職給	42,483	1,302	43,785	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	地域手当	899	86	985	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	通勤手当	477	7	484	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	時間外勤務手当	2,935	298	3,233	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	期末手当	10,322	424	10,746	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	勤勉手当	8,469	370	8,839	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	一般職退職手当負担金	16,002	203	16,205	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	会計年度任用職員勤勉手当	808	1	809	人事院勧告による報酬等の改定による増額
共済費	一般職共済組合負担金	13,903	161	14,064	人事院勧告による給料等の改定による増額
旅費	会計年度任用職員費用弁償	29	2	31	人事院勧告による報酬等の改定による増額
小計		100,846	3,202	104,048	

歳出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
教育支援センター事務事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	21,875	874	22,749	人事院勧告による報酬等の改定による増額
旅費	会計年度任用職員費用弁償	275	54	329	人事院勧告による報酬等の改定による増額
備品購入費	庁用器具費	195	20	215	構造上、常時入口ドアを開放していたが、防犯対策のため、施錠を行い、ワイヤレステレビドアホンを設置する。
小計		22,345	948	23,293	
幼児教育センター事務事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	7,703	958	8,661	人事院勧告による報酬等の改定による増額
小計		7,703	958	8,661	

歳出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
小学校管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	56,168	1,684	57,852	人事院勧告による報酬等の改定による増額
給料	一般職給	16,396	420	16,816	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	地域手当	308	33	341	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	通勤手当	245	5	250	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	期末手当	3,530	171	3,701	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	勤勉手当	2,910	146	3,056	人事院勧告による給料等の改定による増額
共済費	一般職共済組合負担金	4,762	65	4,827	人事院勧告による給料等の改定による増額
旅費	会計年度任用職員費用弁償	1,246	204	1,450	人事院勧告による報酬等の改定による増額
需用費	修繕料	9,443	172	9,615	【函南小学校】 172千円 食器消毒保管庫扉修繕(112,387円)及び池給水バルブ止水栓不良修繕(59,400円)
役務費	通信運搬費 電話料	1,695	22	1,717	【西小学校】 生徒指導等による保護者への連絡が想定を上回る見込みのため増額する。
役務費	手数料 健康診断手数料	2,419	△ 742	1,677	受診児童数が想定見込数より少なかったため減額する。
役務費	手数料 浄化槽清掃手数料・給食排水 桝清掃手数料	1,500	△ 829	671	契約差金による減額

歳 出

単位：千円

事業名		歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
委託料	施設管理委託料 グラウンド用塩化マグネシウム 散布事務委託料		4,097	△ 659	3,438	契約差金による減額
委託料	医務事業委託料 教職員健診業務委託料		1,711	△ 450	1,261	受診教職員数が想定見込数より少なかったため減額する。
工事請負費	工事請負費		1,040,099	△ 38,163	1,001,936	西小学校長寿命化改修工事契約差金による減額
負担金補助及び交付金	負担金 教職員人間ドック検診負担金		984	△ 100	884	人間ドック受診教職員数が想定見込数より少なかったため減額する。
負担金補助及び交付金	補助金 函南町立学校・幼稚園給食食 材費補填事業補助金		4,638	1,091	5,729	急激な物価高騰（精白米高騰）により、給食食材費予算に大幅な不足が見込まれるため、不足額を補助する。 予算額 4,638千円-(補助金交付済額 4,400千円+必要額 1,329千円)=-1,091千円(不足額)
小 計			1,152,151	△ 36,930	1,115,221	
小学校教育振興事業						
扶助費	就学援助費		7,539	△ 2,500	5,039	就学援助費及び特別就学援助費の申請者数が想定見込数より少なかったため減額する。
小 計			7,539	△ 2,500	5,039	

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
中学校管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	21,180	1,013	22,193	人事院勧告による報酬等の改定による増額
給料	一般職給	10,327	412	10,739	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	地域手当	207	8	215	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	時間外勤務手当	587	184	771	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	期末手当	2,169	105	2,274	人事院勧告による給料等の改定による増額
職員手当等	勤勉手当	1,822	92	1,914	人事院勧告による給料等の改定による増額
共済費	一般職共済組合負担金	3,063	39	3,102	人事院勧告による給料等の改定による増額
需用費	光熱水費	36,802	1,479	38,281	夏の猛暑により使用量が増加し、不足額が見込まれるため増額する。
役務費	手数料 健康診断手数料	1,960	△ 790	1,170	受診児童数が想定見込数より少なかったため減額する。
委託料	事務事業委託料 バス送迎業務委託料	24,094	△ 2,794	21,300	契約差金及び単価契約分の運行回数が想定より少なかったため減額する。
委託料	医務事業委託料 教職員健診業務委託料	1,198	△ 500	698	受診教職員数が想定見込数より少なかったため減額する。
原材料費	維持修繕用原材料費	875	106	981	新年度に向け、破損している生徒用椅子の補修を行うため、背板を購入する。
負担金補助及び交付金	補助金 函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金	2,999	592	3,591	急激な物価高騰（精白米高騰）により、給食食材費予算に大幅な不足が見込まれるため、不足額を補助する。 予算額 2,999千円-(補助金交付済額 2,828千円+必要額 763千円)=592千円(不足額)
小計		107,283	△ 54	107,229	

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
中学校教育振興事業					
扶助費	就学援助費	7,685	△ 2,700	4,985	就学援助費及び特別就学援助費の申請者数が想定見込数より少なかったため減額する。
小 計		7,685	△ 2,700	4,985	
合 計		1,405,552	△ 37,076	1,368,476	

令和7年度 一般会計補正予算（第6号）3月補正予算

生涯学習課補正予算

- (歳入)
- (農村環境改善センター管理事業)
- (社会教育総務事務事業)
- (文化センター管理事業)
- (生涯学習推進事業)
- (文化財保護事業)
- (文化財調査事業)
- (図書館等管理事業)
- (仏の里美術館管理事業)
- (社会体育総務事務事業)
- (体育施設管理事業)
- (運動公園等管理事業)
- (木立キャンプ場管理事業)

令和7年度 生涯学習課補正予算（第6号）要求一覧表

歳入

(単位：千円)

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
農村環境改善センター管理事業	使用料及び手数料 使用料 農林水産業使用料 農村環境改善センター使用料 農村環境改善センター使用料	358	50	408	農村環境改善センター使用料収入が想定を上回ることによる増額
小計		358	50	408	
コミュニティ推進事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料 西部コミュニティセンター使用料	1,300	△ 250	1,050	西部コミュニティセンター使用料収入が想定を下回ることによる減額
	諸収入 雑入 雑入 雑入 西部コミュニティセンター光熱水費負担金	1,215	△ 115	1,100	負担金収入が想定を下回ることによる減額
小計		2,515	△ 365	2,150	
文化センター管理事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料 文化センター使用料	2,700	△ 200	2,500	文化センター使用料収入が想定を下回ることによる減額
小計		2,700	△ 200	2,500	
生涯学習推進事業	県支出金 県補助金 教育費県補助金 社会教育費補助金 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	296	△ 264	32	事業実績による、補助金交付決定に伴う減額 交付決定額32千円- 予算額296千円= △264千円
	諸収入 雑入 雑入 雑入 地域づくり推進事業助成金	114	△ 29	85	事業実績による、助成金交付決定に伴う減額 交付決定額85千円- 予算額114千円= △29千円
	諸収入 雑入 雑入 雑入 学びの杜講座音楽著作権使用料	11	△ 5	6	事業実績による、使用料収入が想定を下回ることによる減額
小計		421	△ 298	123	
文化財調査事業	諸収入 受託事業収入 教育費受託事業収入 社会教育費受託事業収入 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入	1,105	△ 1,105	0	埋蔵文化財発掘調査受託事業実績による減額
小計		1,105	△ 1,105	0	

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
仏の里美術館管理事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料 かなみ仏の里美術館観覧料	2,258	△ 458	1,800	仏の里美術館観覧料収入が想定を下回ることによる減額
	諸収入 雑入 雑入 雑入 仏の里美術館太陽光発電売電収入	25	△ 10	15	仏の里美術館太陽光発電売電収入が想定を下回ることによる減額
小 計		2,283	△ 468	1,815	
運動公園等管理事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 保健体育使用料 有料公園施設使用料	5,000	△ 200	4,800	有料公園施設使用料収入が想定を下回ることによる減額
小 計		5,000	△ 200	4,800	
木立キャンプ場管理事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 保健体育使用料 キャンプ場施設使用料	253	△ 149	104	キャンプ場使用料収入が想定を下回ることによる減額
小 計		253	△ 149	104	
合 計		14,635	△ 2,735	11,900	

令和7年度 生涯学習課補正予算（第6号）要求一覧表

歳出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
農村環境改善センター管理事業					
役務費	手数料 浄化槽清掃手数料	654	△ 326	328	浄化槽清掃業務の契約差金による減額
小計		654	△ 326	328	
社会教育総務事務事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	8,956	546	9,502	人事院勧告による報酬等の改定による増額
給料	一般職給	40,041	1,434	41,475	人事院勧告による給与等の改定による増額
職員手当等	地域手当	855	98	953	人事院勧告による給与等の改定による増額
職員手当等	扶養手当	726	20	746	総務課資料による増額
職員手当等	通勤手当	184	2	186	人事院勧告による給与等の改定による増額
職員手当等	期末手当	9,194	413	9,607	人事院勧告による給与等の改定による増額
職員手当等	勤勉手当	7,554	360	7,914	人事院勧告による給与等の改定による増額
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	1,514	75	1,589	人事院勧告による報酬等の改定による増額
職員手当等	会計年度任用職員勤勉手当	1,272	66	1,338	人事院勧告による報酬等の改定による増額
共済費	一般職共済組合負担金	12,942	82	13,024	人事院勧告による給与等の改定による増額
小計		83,238	3,096	86,334	

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
文化センター管理事業					
需用費	光熱水費	9,768	△ 500	9,268	電気料の見込みが想定を下回ることによる減額 見込額9,268千円-予算額9,768千円=△500千円
委託料	設計監理委託料	25,051	△ 3,271	21,780	大ホール天井耐震改修工事実施設計業務委託の契約差金による減額
使用料及び賃借料	OA機器賃借料	257	△ 190	67	長尺プリンタ賃借料の契約差金による減額
使用料及び賃借料	借地料	2,242	△ 203	2,039	土地買収に伴う賃貸借契約終了による減額
小計		37,318	△ 4,164	33,154	
生涯学習推進事業					
役務費	通信運搬費 郵便料	55	△ 25	30	予算執行済に伴う不用額の減額
委託料	事務事業委託料 わいわい塾 運営業務委託料	2,817	△ 512	2,305	わいわい塾自然体験教室1回分の取りやめに伴う減額
使用料及び賃借料	自動車借上料	124	△ 124	0	わいわい塾体験教室の参加者数の都合上、町バスでの対応が可能であったため、予算執行が伴わないことによる減額
小計		2,996	△ 661	2,335	
文化財保護事業					
委託料	施設管理委託料 柏谷横穴群 管理委託料	2,572	△ 103	2,469	契約差金による減額
小計		2,572	△ 103	2,469	

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
文化財調査事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	2,203	127	2,330	人事院勧告による報酬等の改定による増額
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	458	20	478	人事院勧告による報酬等の改定による増額
職員手当等	会計年度任用職員勤勉手当	384	19	403	人事院勧告による報酬等の改定による増額
委託料	事務事業委託料 埋蔵文化財発掘調査支援業務委託料	1,533	△ 345	1,188	業務実施見込みが当初の想定を下回ることによる減額 見込額（執行済3回含）1,188千円-予算額1,533千円=△345千円
使用料及び賃借料	賃借料	513	△ 228	285	受託分による埋蔵文化財試掘調査において、事業者から重機の提供を受け実施したことによる減額
小計		5,091	△ 407	4,684	
図書館等管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	29,326	871	30,197	人事院勧告による報酬等の改定による増額
報酬	会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬	1	1	2	人事院勧告による報酬等の改定による増額
旅費	会計年度任用職員費用弁償	574	11	585	人事院勧告による報酬等の改定による増額
役務費	手数料 知恵の和館排煙オペレーター点検手数料	330	△ 330	0	直営で実施したことによる減額
小計		30,231	553	30,784	

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
仏の里美術館管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	7,269	871	8,140	人事院勧告による報酬等の改定による増額
需用費	印刷製本費	1,487	△ 97	1,390	契約差金による減額
需用費	光熱水費	1,429	182	1,611	電気料の見込みが想定を上回ることによる増額 見込額1,611千円-予算額1,429千円=182千円
工事請負費	工事請負費	2,749	△ 626	2,123	LED化工事、空調改修工事の契約差金による減額
備品購入費	庁用器具費	860	△ 412	448	プロジェクター購入の契約差金による減額
小計		13,794	△ 82	13,712	
社会体育総務事務事業					
給料	一般職給	7,778	263	8,041	人事院勧告による給与等の改定による増額
職員手当等	地域手当	158	5	163	人事院勧告による給与等の改定による増額
職員手当等	住居手当	316	20	336	総務課資料による増額
職員手当等	期末手当	1,843	79	1,922	人事院勧告による給与等の改定による増額
職員手当等	勤勉手当	1,534	69	1,603	人事院勧告による給与等の改定による増額
共済費	一般職共済組合負担金	2,579	33	2,612	人事院勧告による給与等の改定による増額
委託料	事務事業委託料 静岡県市町対 抗駅伝競走大会業務委託料	1,550	△ 350	1,200	委託業務完了による差額の減額
小計		15,758	119	15,877	

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
体育施設管理事業					
需用費	光熱水費	2,923	△ 450	2,473	電気料の見込みが想定を下回ることによる減額 見込額2,473千円-予算額2,923千円=△450千円
使用料及び賃借料	借地料	8,579	△ 730	7,849	土地買収に伴う賃貸借契約終了による減額
小計		11,502	△ 1,180	10,322	
運動公園等管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	14,156	296	14,452	人事院勧告による報酬等の改定による増額
報酬	会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬	47	11	58	人事院勧告による報酬等の改定による増額
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	2,835	93	2,928	人事院勧告による報酬等の改定による増額
職員手当等	会計年度任用職員勤勉手当	2,381	84	2,465	人事院勧告による報酬等の改定による増額
役務費	手数料 浄化槽清掃手数料	378	△ 171	207	浄化槽清掃業務の契約差金による減額
委託料	施設管理委託料 運動公園芝生管理・草刈等業務委託料	8,701	△ 142	8,559	契約差金による減額
小計		28,498	171	28,669	
木立キャンプ場管理事業					
役務費	手数料 浄化槽清掃手数料	578	△ 288	290	浄化槽清掃業務の契約差金による減額
委託料	施設管理委託料 施設管理業務委託料	1,100	△ 682	418	閉場に伴い、施設管理業務委託料が確定による減額
小計		1,678	△ 970	708	
合計		233,330	△ 3,954	229,376	

議案第4号

令和8年度函南町一般会計「教育費」予算について

令和8年度函南町の一般会計予算のうち教育委員会関係予算について、別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和8年1月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和8年度函南町の一般会計予算のうち教育委員会関係予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和8年度 当初予算案説明書

函南町教育委員会
学 校 教 育 課

令和8年度 学校教育課当初予算説明資料(歳入)

(単位：千円)

財源充当先事業名	歳入科目	事業名	本年度当初予算額	前年度当初予算額	増減
事務局事務事業	県支出金	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	0	560	△ 560
	小計		0	560	△ 560
教育支援センター事務事業	寄付金	ふるさと納税寄付金(教育・人づくり及び子育て支援)	24,262	20,400	3,862
	小計		24,262	20,400	3,862
幼児教育センター事務事業 (令和8年度 子育て支援課へ移管)	国庫支出金	教育支援体制整備事業費交付金	5,244	5,159	85
	小計		5,244	5,159	85
小学校管理事業	国庫支出金	教育支援体制整備事業費補助金	1,263	943	320
	国庫支出金	学校施設環境改善交付金	0	194,792	△ 194,792
	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	3,900	△ 3,900
	国庫支出金	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	333	0	333
	県支出金	校内教育支援センター支援員配置事業交付金	1,506	1,071	435
	県支出金	給食費負担軽減交付金	95,123	0	95,123
	財産収入	木材売払収入	1	1	0
	繰入金	町立学校建設基金繰入金	0	200,000	△ 200,000
	諸収入	雑入 線下補償料地元交付金	23	23	0
	諸収入	雑入 廃食用油売払い金	60	0	60
	諸収入	雑入 学校給食費(小学校分)	15,851	0	15,851
	町債	学校教育施設等整備事業債	0	598,500	△ 598,500
	小計		114,160	999,230	△ 885,070
	小学校教育振興事業	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	26	11
国庫支出金		特別支援教育就学奨励費補助金	1,103	783	320
国庫支出金		校内教育支援センター設置促進事業交付金	0	65	△ 65
県支出金		静岡県公立学校情報機器整備事業費補助金	67,503	0	67,503
諸収入		日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分	763	786	△ 23
町債		デジタル活用推進事業債	30,300	0	30,300
小計			99,695	1,645	98,050

財源充当先事業名	歳入科目	事業名	本年度当初予算額	前年度当初予算額	増減
中学校管理事業	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	2,600	△ 2,600
	国庫支出金	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	667	0	667
	諸収入	雑入 私用電話料	1	1	0
	諸収入	雑入 廃食用油売払い金	40	0	40
	諸収入	雑入 学校給食費(中学校分)	67,368	0	67,368
	小計		68,076	2,601	65,475
中学校教育振興事業	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	196	30	166
	国庫支出金	特別支援教育就学奨励費補助金	622	809	△ 187
	県支出金	静岡県公立学校情報機器整備事業費補助金	37,583	0	37,583
	県支出金	静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金	462	0	462
	諸収入	日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分	417	420	△ 3
	町債	デジタル活用推進事業債	16,900	0	16,900
	小計		56,180	1,259	54,921
合計		367,617	1,030,854	△ 663,237	

■教育委員会事務事業

・教育委員会、就学支援委員会、いじめ防止等生徒指導連絡協議会及びいじめ問題対策専門委員会の委員報酬

・教育委員会:年12回、総合教育会議:年2回、就学支援委員会:年4回、いじめ防止等生徒指導連絡協議会:年2回の開催を予定

・町内小中学校教職員の研究活動奨励補助

(単位:千円)

歳出科目	細節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	教育委員、就学支援委員、いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員及びいじめ問題対策専門委員報酬	1,165	1,165	0	
07 報償費	記念品	5	5	0	
08 旅費	教育委員、就学支援委員、いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員及びいじめ問題対策専門委員費用弁償	313	304	9	
09 交際費	交際費	0	10	△ 10	実績なしのため皆減
10 需用費	図書雑誌費	3	3	0	教育委員会必携1冊
18 負担金補助及び交付金	県市町教育委員会連絡協議会負担金・町教育研究会事業費補助金等	618	713	△ 95	町教育研究会事業費補助金減
合計		2,104	2,200	△ 96	

■事務局事務事業

・教育委員会事務局の運営に要する経費

・教育長、職員の人件費、指導主事・ICT学習支援員の会計年度任用職員報酬等

・就学時健康診断業務委託や田方地区教員研修協議会の負担金等

(単位:千円)

歳出科目	細節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	結核対策委員・学校運営協議会委員・会計年度任用職員等報酬	3,873	5,138	△ 1,265	会計年度任用職員1人減
02 給料	教育長、一般職給	51,073	48,971	2,102	人件費増によるもの
03 職員手当等	期末手当、勤勉手当等	54,266	50,027	4,239	人件費増によるもの
04 共済費	職員共済組合負担金、会計年度任用職員保険料	16,513	15,767	746	人件費増によるもの
07 報償費	教育研究奨励賞記念品	32	602	△ 570	
08 旅費	費用弁償・職員普通旅費	1,132	1,172	△ 40	
10 需用費	消耗品費、印刷製本費、図書雑誌費	1,070	2,152	△ 1,082	R7「かんなみ探検隊」改訂版発行
11 役務費	通信運搬費等	132	399	△ 267	
12 委託料	就学時健康診断委託料	180	186	△ 6	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、AEDリース(全校分)	834	834	0	
18 負担金補助及び交付金	田方地区教員研修協議会負担金等	2,820	2,820	0	
21 補償補填金及び賠償金	授業目的公衆送信補償金	401	410	△ 9	
合計		132,326	128,478	3,848	

■教育支援センター事務事業

- ・教育支援センターの運営に要する経費
- ・教育支援相談員、発達相談員、チーフカウンセラー、適応指導教室指導員等の会計年度任用職員報酬等
- ・教育支援センターの備品購入費

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬	19,366	22,036	△ 2,670	会計年度任用職員2人減
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	7,959	7,721	238	
08 旅費	費用弁償・職員普通旅費	324	328	△ 4	
10 需用費	消耗品費、図書雑誌費	182	536	△ 354	
11 役務費	通信運搬費	193	188	5	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料	120	120	0	
17 備品購入費	庁用器具費	96	195	△ 99	
18 負担金補助及び交付金	全国適応指導教室連絡協議会負担金	5	5	0	
合 計		28,245	31,129	△ 2,884	

■幼児教育センター事務事業（令和8年度 子育て支援課へ移管）

- ・幼児教育センターの運営に要する経費
- ・幼児教育指導主事、幼児教育アドバイザーの会計年度任用職員報酬等
- ・保育者向け研修等の運営費用

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬	7,869	7,703	166	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	2,111	2,140	△ 29	
07 報償費	教育講演会講師謝金	255	220	35	講演回数増
08 旅費	費用弁償・職員普通旅費	157	159	△ 2	
10 需用費	消耗品費、パンフレット印刷費、図書雑誌費	100	111	△ 11	
12 委託料	講習委託料	66	66	0	手洗い教室外部委託
合 計		10,558	10,399	159	

■小学校管理事業

- ・各学校の管理運営に要する経費
- ・委託は給食調理業務委託、給食費公会計化に伴う業務委託、ネットワークアセスメント業務委託、工事は各小学校の改修工事等を実施予定
- ・備品は、給食備品、保健備品、一般管理備品を購入予定

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬	58,575	56,965	1,610	人件費増によるもの
02 給料	一般職給	17,224	16,198	1,026	人件費増によるもの
03 職員手当等	期末手当、勤勉手当等	32,421	28,084	4,337	人件費増によるもの
04 共済費	一般職共済組合負担金	5,127	4,533	594	人件費増によるもの
07 報償費	校医等謝金	3,753	1,828	1,925	校医謝金増
08 旅費	費用弁償・職員普通旅費	1,614	1,404	210	
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、賄材料費等	173,556	63,188	110,368	給食賄材料費
11 役務費	通信運搬費、調理器清掃等各種手数料	16,174	15,577	597	
12 委託料	施設管理・事務事業・医務事業	158,891	158,907	△ 16	R6～R7西小学校長寿命化改修工事施工監理 ネットワークアセスメント業務委託
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、OA機器賃借料、借地料等	42,903	43,248	△ 345	
14 工事請負費	各校改修工事等	4,339	1,025,127	△ 1,020,788	R6～R7西小学校長寿命化改修工事
15 原材料費	維持修繕用原材料(土砂等)	614	614	0	
17 備品購入費	給食・保健・一般管理備品	2,937	3,488	△ 551	
18 負担金補助及び交付金	県学校給食栄養士会負担金	1,062	5,687	△ 4,625	R7給食食材費補填事業補助金
合 計		519,190	1,424,848	△ 905,658	

■各小学校管理事業

- ・各小学校で使用する用紙や事務用等の各種消耗品費

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
10 需用費	01 消耗品費	7,305	7,305	0	

小学校管理事業合計

(単位：千円)

学校管理費合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	526,495	1,432,153	△ 905,658	

■小学校教育振興事業

- ・各小学校の教育振興に要する経費
- ・小学校の外国語指導助手（ALT・4人）委託、備品は家庭科・体育・音楽・理科・視聴覚・特別支援用等の教材を整備予定
- ・要保護・準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
07 報償費	教育講師謝金、卒業記念品	408	352	56	
10 需用費	印刷製本費、修繕費、図書雑誌費	2,693	2,688	5	
11 役務費	通信運搬費、教材調整・研磨・知能検査手数料	2,638	2,611	27	
12 委託料	ALT、GIGAスクール端末保守管理業務委託料等	30,741	23,463	7,278	GIGAスクール端末キッティング業務委託
13 材料及賃借料	OA機器賃借料	4,828	4,541	287	
17 備品購入費	教材用備品購入費	95,706	3,981	91,725	GIGAスクール端末購入
18 負担金補助及び交付金	校長会等負担金、日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	2,124	2,168	△ 44	
19 扶助費	就学援助費	8,433	7,539	894	
合 計		147,571	47,343	100,228	

6

■各小学校教育振興事業

- ・授業に直接使用する各種消耗品等の購入

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
10 需用費	01 消耗品費	2,222	2,351	△ 129	

小学校教育振興事業合計

(単位：千円)

教育振興費合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	149,793	49,694	100,099	

■ 中学校管理事業

- ・各中学校の管理運営に要する経費
- ・委託は給食調理業務委託、給食費公会計化に伴う業務委託、ネットワークアセスメント業務委託、工事は各中学校の改修工事等を実施予定
- ・備品は、給食備品、保健備品、一般管理備品を購入予定

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬	20,852	21,221	△ 369	会計年度任用職員1人減
02 給料	一般職給	10,857	10,272	585	人件費増によるもの
03 職員手当等	期末手当、勤勉手当等	14,312	12,893	1,419	人件費増によるもの
04 共済費	一般職共済組合負担金	3,325	3,046	279	人件費増によるもの
07 報償費	校医等謝金	1,829	902	927	校医謝金増
08 旅費	職員普通旅費、会計年度任用職員費用弁償等	292	351	△ 59	
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、賄材料費等	112,764	46,438	66,326	給食賄材料費
11 役務費	通信運搬費、調理器清掃等各種手数料	8,510	8,045	465	
12 委託料	施設管理・事務事業・医務事業	119,606	93,572	26,034	ネットワークアセスメント業務委託
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、OA機器賃借料、借地料等	18,495	18,237	258	
14 工事請負費	各校改修工事等	9,678	7,486	2,192	
15 原材料費	維持修繕用原材料(土砂等)	1,062	380	682	
17 備品購入費	給食・保健・一般管理備品	12,205	957	11,248	給食備品
18 負担金補助及び交付金	県学校給食栄養士会負担金	691	3,681	△ 2,990	R7給食食材費補填事業補助金
合 計		334,478	227,481	106,997	

■ 各中学校管理事業

- ・各中学校で使用する用紙や事務用等の各種消耗品費

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
10 需用費	消耗品費	3,326	3,326	0	

中学校管理事業合計

(単位：千円)

学校管理費合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	337,804	230,807	106,997	

■中学校教育振興事業

- ・各中学校の教育振興に要する経費
- ・中学校の外国語指導助手（ALT・2人）委託、備品は数学、理科、保健体育、特別支援等の教育備品を整備予定
- ・要保護・準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	会計年度任用職員報酬	1,100	0	1,100	部活動指導員6人
07 報償費	教育講師謝金、卒業記念品	448	423	25	
08 旅費	会計年度任用職員費用弁償	144	0	144	部活動指導員6人
10 需用費	修繕費、図書雑誌費等	2,019	2,219	△ 200	
11 役務費	通信運搬費等	1,428	1,441	△ 13	
12 委託料	GIGAスクール管理委託、ALT業務委託	15,345	11,673	3,672	GIGAスクール端末キッティング業務委託
13 使用料及賃借料	OA機器賃借料等	8,031	8,405	△ 374	
17 備品購入費	教材用備品	54,067	3,588	50,479	GIGAスクール端末購入
18 負担金補助及び交付金	校長会等負担金、日本スポーツ振興センター共済掛金負担金、部活動等補助金	6,519	6,140	379	
19 扶助費	就学援助費	7,632	7,685	△ 53	
合 計		96,733	41,574	55,159	

8

■各中学校教育振興事業

- ・授業に直接使用する消耗品等の購入

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
10 需用費	消耗品費	1,835	1,835	0	

中学校教育振興事業合計

(単位：千円)

教育振興費合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	98,568	43,409	55,159	

学校教育課全体

(単位：千円)

学校教育課合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	1,285,893	1,928,269	△ 642,376	

令和8年度 当初予算案説明書

函南町教育委員会
生涯学習課

令和8年度生涯学習課当初予算説明資料（歳入）

（単位：千円）

財源充当先事業名	収入科目	事業名	本年度予算額	前年度予算額	増減
農村環境改善センター管理事業	使用料及び手数料	農村環境改善センター使用料	503	358	145
	小計		503	358	145
コミュニティー推進事業	使用料及び手数料	西部コミュニティーセンター使用料	1,300	1,300	0
	諸収入	西部コミュニティーセンター光熱水費負担金	1,197	1,215	△18
	町債	脱炭素化推進事業債	4,700	0	4,700
	小計		7,197	2,515	4,682
文化センター管理事業	使用料及び手数料	文化センター使用料	2,700	2,700	0
	国庫支出金	社会資本整備総合交付金	14,443	0	14,443
	県支出金	地震・津波対策等減災交付金	0	16,392	△16,392
	寄附金	ふるさと納税寄附金（クラウドファンディング）	10,000	0	10,000
	諸収入	市町村振興協会地震・津波対策事業交付金	0	5,464	△5,464
	諸収入	公衆電話使用料	1	1	0
	町債	公共施設等適正管理推進事業債	0	24,500	△24,500
	町債	社会教育施設整備事業債	220,100	0	220,100
小計		247,244	49,057	198,187	
生涯学習推進事業	県支出金	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	888	296	592
	諸収入	地域づくり推進事業助成金	0	114	△114
	諸収入	学びの杜講座音楽著作権使用料	9	11	△2
	小計		897	421	476

財源充当先事業名	収入科目	事業名	本年度予算額	前年度予算額	増減
文化財保護事業	諸収入	函南町誌代金	5	7	△ 2
	小計		5	7	△ 2
文化財調査事業	諸収入	埋蔵文化財発掘調査受託事業収入	120	1,105	△ 985
	小計		120	1,105	△ 985
図書館等管理事業	寄附金	ふるさと納税寄附金（クラウドファンディング）	1,000	0	1,000
	小計		1,000	0	1,000
仏の里美術館管理事業	使用料及び手数料	かんなみ仏の里美術館観覧料	2,070	2,258	△ 188
	諸収入	仏の里美術館太陽光発電売電収入	23	25	△ 2
	諸収入	仏の里美術館絵はがき等代金	862	586	276
	諸収入	仏の里美術館ふるさと納税返礼品収入	3	1	2
	町債	脱炭素化推進事業債	1,200	0	1,200
	小計		4,158	2,870	1,288
社会体育総務事務事業	寄附金	ふるさと納税寄附金（スポーツ・文化振興）	4,549	2,400	2,149
	小計		4,549	2,400	2,149
体育施設管理事業	使用料及び手数料	社会体育施設使用料	3,350	3,350	0
	町債	学校教育施設等整備事業債	60,300	0	60,300
	小計		63,650	3,350	60,300
運動公園等管理事業	使用料及び手数料	有料公園施設使用料	5,000	5,000	0
	諸収入	スポーツ施設等整備事業助成金	30,000	0	30,000
	町債	運動公園整備事業債	11,500	0	11,500
	小計		46,500	5,000	41,500
木立キャンプ場管理事業	使用料及び手数料	キャンプ場施設使用料	195	253	△ 58
	小計		195	253	△ 58
	合計		376,018	67,336	308,682

令和8年度生涯学習課当初予算説明資料（歳出）

■農村環境改善センター管理事業

- ・農村環境改善センターの維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

予算科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
10 需用費	消耗品費、光熱水費、修繕料	1,501	1,628	△ 127	
11 役務費	通信運搬費、手数料(浄化槽清掃、雨樋清掃)	613	865	△ 252	
12 委託料	施設管理委託料	3,388	3,354	34	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料、賃借料、借地料	437	437	0	
14 工事請負費		0	90	△ 90	
合 計		5,939	6,374	△ 435	

■社会教育総務事務事業

- ・生涯学習推進のための社会教育事業に携わる職員の人件費。
- ・社会教育委員会：年間2回の開催を予定。
- ・生涯学習施設共通システム用機器賃借料、システム使用料。

(単位:千円)

予算科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	社会教育委員報酬9人 会計年度任用職員報酬6人、会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬	9,880	8,028	1,852	
02 給料	一般職給 課長以下11人	41,981	40,876	1,105	
03 職員手当等	地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、 期末手当、勤勉手当、児童手当、会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	29,845	27,004	2,841	
04 共済費	一般職共済組合負担金	13,343	13,127	216	
08 旅費	費用弁償、普通旅費、会計年度任用職員費用弁償	217	230	△ 13	
13 使用料及び賃借料	OA機器使用料、OA機器賃借料	1,318	1,318	0	
18 負担金補助及び交付金	県社会教育委員連絡協議会会費、東部社会教育振興協議会負担金	155	158	△ 3	
合 計		96,739	90,741	5,998	

■コミュニティ推進事業

・西部コミュニティセンターの維持管理運営に要する経費。

・シャギリ保存事業費補助金(3団体を予定)、コミュニティ推進事業費補助金(21事業を予定)、コミュニティ施設整備費補助金(9区を予定)

(単位:千円)

予算科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
08 旅費	普通旅費	6	6	0	
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	2,068	2,201	△ 133	
11 役務費	通信運搬費、手数料(樹木剪定、警報装置付替え)	669	768	△ 99	
12 委託料	施設管理委託料、事務事業委託料	8,413	6,657	1,756	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料、賃借料	46	46	0	
14 工事請負費	西部コミュニティセンター照明設備LED化工事	5,291	3,124	2,167	
17 備品購入費	熱中症対策温湿度計	14	0	14	
18 負担金補助及び交付金	シャギリ保存事業費補助金、コミュニティ推進事業費交付金、 コミュニティ施設整備費補助金	4,764	2,861	1,903	
合 計		21,271	15,663	5,608	

■文化センター管理事業

・文化センターの維持管理運営に要する経費。大ホール天井耐震改修工事(2箇年での実施1年目)

(単位:千円)

予算科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	10,664	11,095	△ 431	
11 役務費	通信運搬費、手数料(クリーニング代、ピアノ調律)	838	1,179	△ 341	
12 委託料	施設管理委託料、事務事業委託料、設計監理委託料	15,961	30,849	△ 14,888	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、テレビ受信料、賃借料、OA機器賃借料、借地料	2,527	2,911	△ 384	
14 工事請負費	高圧受電ケーブル交換工事 文化センター大ホール天井耐震改修工事	264,533	41,151	223,382	
16 公有財産購入費		0	17,000	△ 17,000	
17 備品購入費	通話録音装置	555	58	497	
22 償還金利息及び割引料	文化センター使用料還付金	30	30	0	
合 計		295,108	104,273	190,835	

■生涯学習推進事業

- ・かんなみ学びの杜講座、文化祭、はたちの集い、放課後子どもプラン、青少年健全育成大会、地域学校協働活動等に要する経費。
- ・委託料：文化祭、青少年学習わいわい塾
- ・町内各社会教育団体補助金(女性の会、文化協会、ボーイスカウト、単子子ども会等)

(単位:千円)

予算科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
07 報償費	報償金(生涯学習講座講師謝金、家庭・青少年教育講師謝金、放課後子どもプラン運営委員報償金、地域学校協働活動推進委員謝金) 記念品(はたちの集い、少年の主張発表)	1,698	1,204	494	
08 旅費	普通旅費	88	55	33	
10 需用費	消耗品費、食糧費、印刷製本費	541	538	3	
11 役務費	通信運搬費、賠償補償保険料	406	74	332	
12 委託料	事務事業委託料	3,856	4,354	△ 498	
13 使用料及び賃借料	かんなみ学びの杜講座音楽著作物使用料、有料道路通行料	17	136	△ 119	
18 負担金補助及び交付金	負担金(県青少年育成会議会費)、補助金	984	1,056	△ 72	
合 計		7,590	7,417	173	

■文化財保護事業

- ・史跡箱根旧街道、柏谷横穴群、丹那断層等の文化財の保護・保全に要する経費。
- ・文化財保護審議会：年間2回の開催を予定。

予算科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	文化財保護審議会委員報酬6人	80	80	0	
07 報償費	文化財清掃謝礼(県・町指定文化財11件)	126	153	△ 27	
08 旅費	費用弁償、普通旅費	60	104	△ 44	
10 需用費	消耗品費、光熱水費、修繕料	220	458	△ 238	
11 役務費	手数料(樹木伐採、浄化槽清掃、史跡箱根旧街道土砂運搬)	2,429	1,761	668	
12 委託料	施設管理委託料(丹那断層、柏谷横穴群、箱根旧街道)	4,850	4,799	51	
13 使用料及び賃借料	丹那断層駐車場用地借地料	22	22	0	
14 工事請負費	史跡箱根旧街道案内看板設置工事、柏谷横穴群排水ポンプ更新工事 柏谷横穴群高木伐採	2,624	1,895	729	
合 計		10,411	9,272	1,139	

■文化財調査事業

・埋蔵文化財の発掘調査、出土品の調査・整理に要する経費。

(単位:千円)

予算科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬		0	2,203	△ 2,203	
03 職員手当等		0	842	△ 842	
08 旅費		0	49	△ 49	
10 需用費	消耗品費、修繕料	123	126	△ 3	
11 役務費		0	64	△ 64	
12 委託料	事務事業委託料(埋蔵文化財発掘調査支援業務委託)	1,540	1,533	7	
13 使用料及び賃借料	賃借料	416	513	△ 97	
合 計		2,079	5,330	△ 3,251	

■図書館等管理事業

・かなみ知恵の和館の維持管理運営に要する経費と、町立図書館の運営に要する経費。

・図書館協議会：年間2回開催予定。

・図書館データベース使用料、貸出業務用図書館システム使用料。

(単位:千円)

予算科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	図書館協議会委員報酬7人 会計年度任用職員報酬(司書8人・事務4人)	31,898	29,419	2,479	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	12,401	10,700	1,701	
07 報償費	研修会講師謝金	193	200	△ 7	
08 旅費	費用弁償、普通旅費、会計年度任用職員費用弁償	745	603	142	
10 需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、図書雑誌費、法規追録代	15,899	15,556	343	
11 役務費	通信運搬費、手数料、賠償補償保険料(図書館ボランティア傷害保険)	935	1,264	△ 329	
12 委託料	施設管理委託料、事務事業委託料	13,606	13,988	△ 382	
13 使用料及び賃借料	使用料、複写機等使用料、OA機器使用料、テレビ受信料、賃借料、 OA機器賃借料、借地料、	14,321	14,175	146	
14 工事請負費		0	943	△ 943	
17 備品購入費	通話録音装置、図書購入費(新刊書、視聴覚資料)	5,146	5,068	78	
18 負担金補助及び交付金	日本図書館協会負担金、静岡県図書館協会会費、視覚障害者情報総合ネット ワーク負担金等	125	125	0	
合 計		95,269	92,041	3,228	

■仏の里美術館管理事業

- ・ かなみ仏の里美術館の維持管理運営に要する経費。
- ・ かなみ仏の里美術館運営審議会：年間2回開催予定。

(単位:千円)

予算科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	美術館運営審議会委員報酬9人、会計年度任用職員報酬4人	7,784	7,388	396	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	2,326	2,367	△ 41	
07 報償費	協力団体謝金(美術館催事開催時)、記念品	43	67	△ 24	
08 旅費	費用弁償、普通旅費、特別旅費、会計年度任用職員費用弁償	538	596	△ 58	
10 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	3,675	4,080	△ 405	
11 役務費	通信運搬費、広告料、手数料(浄化槽汚泥清掃手数料等) 賠償補償保険料(ボランティアガイド賠償保険)	1,009	1,028	△ 19	
12 委託料	施設管理委託料	3,183	3,320	△ 137	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、賃借料、OA機器賃借料、借地料(駐車場用地)、有料道路通行料、駐車場使用料(ボランティアガイド研修用)	568	557	11	
14 工事請負費	照明設備LED化工事	1,353	2,749	△ 1,396	
17 備品購入費	展示パネル用ポール、カプセルトイマシーン	174	860	△ 686	
18 負担金補助及び交付金	県博物館協会会費	18	18	0	
合 計		20,671	23,030	△ 2,359	

■社会体育総務事務事業

- ・スポーツのまち宣言推進事業として、各種スポーツ教室等の開催費用と体育普及を促進するための経費。
- ・スポーツ推進審議会：年間2回開催予定。
- ・部活動地域連携・地域移行推進協議会：年間3回開催予定。
- ・スポーツ推進委員活動事務事業委託料、静岡県市町対抗駅伝競走大会業務委託料
- ・町内各社会教育団体補助金(スポーツ協会、スポーツ少年団、競技会出場選手等激励金)

(単位:千円)

予算科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	スポーツ推進審議会委員報酬7人、会計年度任用職員報酬1人、会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬	2,462	93	2,369	
02 給料	一般職給 職員2人	8,131	8,837	△ 706	
03 職員手当等	地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	7,250	6,400	850	
04 共済費	一般職共済組合負担金	2,688	2,939	△ 251	
07 報償費	スポーツ教室講師謝金、部活動地域連携・地域移行推進協議会委員謝金	196	316	△ 120	
08 旅費	費用弁償、普通旅費、会計年度任用職員費用弁償	188	157	31	
10 需用費	消耗品費、被服費	714	305	409	
11 役務費	通信運搬費(イベント連絡用携帯電話)、賠償補償保険料(スポーツ推進委員保険料等)	315	106	209	
12 委託料	事務事業委託料(スポーツ推進委員活動、市町対抗駅伝)	3,480	3,830	△ 350	
18 負担金補助及び交付金	負担金(田方地区・静岡県・全国スポーツ推進委員連絡協議会) 補助金(スポーツ協会、スポーツ少年団、競技会出場選手等激励金)	4,171	4,469	△ 298	
合 計		29,595	27,452	2,143	

■体育施設管理事業

- ・学校体育施設の開放と、函南町体育館、肥田簡易グラウンドの維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

予算科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	3,630	4,395	△ 765	
11 役務費	通信運搬費、手数料(浄化槽清掃、庭木剪定、絶縁油含有機器処分等)	1,280	644	636	
12 委託料	施設管理委託料(函南町体育館、肥田グラウンド管理) 事務事業委託料	6,732	8,464	△ 1,732	
13 使用料及び賃借料	OA機器使用料、テレビ受信料、賃借料、借地料	7,257	8,658	△ 1,401	
14 工事請負費	函南町体育館駐車場バリカー設置工事、火災受信機更新工事、遠隔鍵関係工事、函南小学校第2グラウンド防球ネット柱補修工事	14,616	10,196	4,420	
16 公有財産購入費	函南町体育館用地購入	80,451	0	80,451	
17 備品購入費	熱中症計(町体、小中学校)	217	99	118	
22 償還金利息及び割引料	償還金(社会体育・学校体育施設使用料還付金)	10	10	0	
合 計		114,193	32,466	81,727	

■運動公園等管理事業

・かんなみ運動公園と柏谷公園野球場の維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

予算科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	会計年度任用職員報酬6人 会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬	15,473	14,203	1,270	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	5,731	5,216	515	
08 旅費	会計年度任用職員費用弁償	234	234	0	
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	5,465	6,029	△ 564	
11 役務費	通信運搬費、手数料(浄化槽清掃)	579	684	△ 105	
12 委託料	施設管理委託料(運動公園、柏谷公園野球場)	16,884	18,309	△ 1,425	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料、賃借料	54	54	0	
14 工事請負費	運動公園テニスコート人工芝張替工事	42,867	1,155	41,712	
15 原材料費	維持修繕用砂(運動公園多目的運動広場、柏谷公園野球場)	105	128	△ 23	
17 備品購入費	複合機、維持管理用機具(ヘッジトリマ、ハンディソーほか)	239	25	214	
22 償還金利子及び割引料	償還金(有料公園施設使用料還付金)	10	10	0	
合 計		87,641	46,047	41,594	

■木立キャンプ場管理事業

・木立キャンプ場の維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

予算科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	441	503	△ 62	
11 役務費	通信運搬費、手数料(クリーニング代、清掃、浄化槽清掃、樹木剪定)	962	1,085	△ 123	
12 委託料	施設管理委託料	1,324	1,578	△ 254	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料、賃借料、借地料	198	197	1	
14 工事請負費		0	902	△ 902	
15 原材料費	整地用スコリア	24	33	△ 9	
17 備品購入費		0	22	△ 22	
合 計		2,949	4,320	▲ 1,371	

生涯学習課全体

(単位:千円)

生涯学習課合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
	789,455	464,426	325,029	

議案第 5 号

函南町小・中学校学籍事務取扱要領の一部改正について

函南町小・中学校学籍事務取扱要領（平成 13 年函南町教育委員会訓令第 6 号）の一部を改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 1 月 27 日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

本案の要領について、教育システムの標準化に伴い、所要の改正を行うものです。

函南町教育委員会訓令第 号

函南町立小・中学校学籍事務取扱要領（平成13年函南町教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前	改正後
<p>(転出事務)</p> <p>第7条 教育委員会から転出すべき児童生徒の氏名及び転出予定期日等の通知（以下「<u>転退学児童（生徒）通知書</u>」という。）を受けた後、速やかに在学証明書（様式第1号）及び「<u>転学児童生徒教科用図書給与証明書</u>」を作成し、転出先の校長に交付する。</p> <p>2 転出先の校長より転入学通知を受けた後、速やかに<u>転退学児童（生徒）転退学日報告書</u>（様式第2号）の裏面に転入学通知書の写しを貼付して教育委員会にその旨を報告する。</p> <p>3 <u>施行規則第24条第3項及び学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第6条第3項</u>により送付すべき書類及びその他必要な書類（以下「<u>関係書類</u>」という。）を作成し、転出先の校長に送付する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(転出事務)</p> <p>第7条 教育委員会から<u>教育異動通知</u>を受けた後、速やかに在学証明書（様式第1号）及び「<u>転学児童生徒教科用図書給与証明書</u>」を作成し、転出先の校長に交付する。</p> <p>2 転出先の校長より転入学通知を受けた後、速やかに<u>教育異動日報告書（転出用）</u>（様式第2号）の裏面に転入学通知書の写しを貼付して教育委員会にその旨を報告する。</p> <p>3 <u>施行規則第24条第3項及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第8条第3項</u>により送付すべき書類及びその他必要な書類（以下「<u>関係書類</u>」という。）を作成し、転出先の校長に送付する。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(転入事務)</p> <p>第8条 教育委員会からの<u>就学すべき児童生徒の氏名及び転入期日等の通知</u>（以下「<u>中途入学児童（生徒）通知書</u>」という。）、転入学前の学校の校長（以下「<u>前籍校長</u>」という。）が発行した<u>在学証明書</u>及び<u>転学児童生徒教科用図書給与証明書</u>を受領の上、内容を確認する。</p> <p>2 当該児童生徒の入学を確認後、速やかに<u>中途入学児童（生徒）入学日報告</u></p>	<p>(転入事務)</p> <p>第8条 教育委員会から<u>教育異動通知</u>を受けた後、転入学前の学校の校長（以下「<u>前籍校長</u>」という。）が発行した<u>在学証明書</u>及び<u>転学児童生徒教科用図書給与証明書</u>を受領の上、内容を確認する。</p> <p>2 当該児童生徒の入学を確認後、速やかに<u>教育異動日報告書（転入用）</u>（様</p>

改正前	改正後
<p>書(様式第4号)の裏面に在学証明書の写しを貼付して教育委員会にその旨を報告するとともに、前籍校長に転入学通知書(様式第5号)により入学期日を通知し、併せて関係書類の請求をする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(転出・転入事務関係表簿)</p> <p>第9条 学校で備えるべき児童生徒の転入・転出事務に伴う表簿は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 転出関係</p> <p>ア 転出児童(生徒)一覧表</p> <p>イ <u>転退学児童(生徒)通知書</u></p> <p>ウ 転入学通知書</p> <p>エ 在学証明書発行控</p> <p>オ 転学児童生徒教科用図書給与証明書発行控</p> <p>(2) 転入関係</p> <p>ア 転入児童(生徒)一覧表</p> <p>イ <u>中途入学児童(生徒)通知書</u></p> <p>ウ 転入学通知書発行控</p> <p>エ 在学証明書</p> <p>オ 転学児童生徒教科用図書給与証明書</p> <p>(学齢簿記載事項変更事務等)</p> <p>第10条 校長は、教育委員会より学齢簿記載事項変更報告書を受けたときは、速やかに指導要録及び関係書類を変更し、又は訂正しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>式第4号)の裏面に在学証明書の写しを貼付して教育委員会にその旨を報告するとともに、前籍校長に転入学通知書(様式第5号)により入学期日を通知し、併せて関係書類の請求をする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(転出・転入事務関係表簿)</p> <p>第9条 学校で備えるべき児童生徒の転入・転出事務に伴う表簿は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 転出関係</p> <p>ア 転出児童(生徒)一覧表</p> <p>イ <u>教育異動通知書</u></p> <p>ウ 転入学通知書</p> <p>エ 在学証明書発行控</p> <p>オ 転学児童生徒教科用図書給与証明書発行控</p> <p>(2) 転入関係</p> <p>ア 転入児童(生徒)一覧表</p> <p>イ <u>教育異動通知書</u></p> <p>ウ 転入学通知書発行控</p> <p>エ 在学証明書</p> <p>オ 転学児童生徒教科用図書給与証明書</p> <p>(学齢簿記載事項変更事務等)</p> <p>第10条 校長は、教育委員会より<u>教育異動通知</u>を受けたときは、速やかに指導要録及び関係書類を変更し、又は訂正しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

改正前

様式第2号（第7条関係）

転退学通知書第 号
平成 年 月 日

函南町教育委員会 様

平成 年 月 日
学校長

転退学児童（生徒）転退学日報告書

下記のとおり指導要録に記載をしたので報告します。

児童(生徒)の氏名	性別	生年月日	学年	住 所	保護者名
	男	昭和 平成		函南町 番地の	
	女				
	男	昭和 平成		函南町 番地の	
	女				
	男	昭和 平成		函南町 番地の	
	女				
	男	昭和 平成		函南町 番地の	
	女				

転退学先予定校名	立	学校
転退学予定日	平成 年 月 日	予定
転退学日	平成 年 月 日	転退学

（転退学日は、転退学先校入学報告書の積日）

改正後

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

函南町教育委員会 様

学校名

学校長氏名

教育異動日報告書（転出用）

児童・生徒に係る転出年月日を次のとおり報告いたします。

児童生徒氏名	
生年月日	年 月 日
学 年	年
転出先学校名	立 学校
転出年月日	年 月 日

改正前

様式第4号(第8条関係)

入学通知書第 号
平成 年 月 日

函南町教育委員会様

平成 年 月 日
学校長

中途入学児童(生徒)入学日報告書

下記のとおり指導要録を作成したので通知します。

児童(生徒)氏名	性別	生年月日	学年	住 別	保護者	児童(生徒)の種別
昭和 平成	男			函南町		普通
	女			普通		普通
昭和 平成	男			函南町		普通
	女			普通		普通
昭和 平成	男			函南町		普通
	女			普通		普通
昭和 平成	男			函南町		普通
	女			普通		普通

前 在 籍 校	立	学 校
入 学 予 定 日	平成 年 月 日	予 定
入 学 日	平成 年 月 日	入 学

改正後

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

函南町教育委員会様

学校名

学校長氏名

教育異動日報告書(転入用)

児童・生徒に係る転入年月日を次のとおり報告いたします。

児童生徒氏名	
生年月日	年 月 日
学 年	年
前在籍校名	立 学校
転入年月日	年 月 日

備考 改正箇所は、下線が写かれた部分である。

附 則

この訓令は、令和8年2月9日から施行する。

議案第6号

函南町地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正について

函南町地域学校協働活動推進員設置要綱（令和2年函南町教育委員会告示第4号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年1月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

地域学校協働活動統括推進員の創設及び事務局を生涯学習課へ移すため、改正するものです。

函南町地域学校協働活動推進員設置要綱（令和2年函南町教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前	改正後
<p>(設置) 第3条 (略)</p> <p>(定数) 第4条 (略)</p> <p>(活動内容) 第7条 (略)</p> <p>(事務局) 第10条 推進員及び推進員協議会の庶務は、学校教育課において処理する。</p>	<p>(設置) 第3条 (略) <u>2 教育委員会は、前項の推進員の中から、推進員を統括する立場の地域学校協働活動統括推進員（以下「統括推進員」という。）を置くことができる。</u></p> <p>(定数) 第4条 (略) <u>2 統括推進員は1名とする。</u></p> <p>(活動内容) 第7条 (略) <u>2 統括推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。</u> <u>(1) 推進員間の連絡、調整</u> <u>(2) 推進員の人材確保、人材育成、取組の促進</u></p> <p>(事務局) 第10条 推進員及び推進員協議会の庶務は、<u>生涯学習課</u>において処理する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年度 函南町における学校を核とした地域力強化プラン
 (地域と学校の連携・協働体制構築事業) 実施について
 (令和7年10月2日 教育長室)

1 国庫補助の補助要件

- ①コミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画があること
- ②地域と学校の連携・協働の要としてコーディネート機能を担う地域学校協働活動推進員等を配置すること

2 国庫補助の対象となる取組(下記①～③)

- ①「地域と学校の連携・協働体制の構築に向けた取組等」
 - ・CSや地域学校協働活動の総合的な在り方や運営方法の検討を行うための運営・推進委員会設置と研修 函南町では、「PTA連絡協議会」をこの委員会に充てている。(謝金等予算計上、無)

②「必要な人員の配置」

- ・地域学校協働活動の実施に当たり、地域学校協働活動推進員等必要な人員の配置

※ R7年度、函南町では、1校当たり1人の地域学校協働活動推進員(6名)、協働活動リーダー(協働活動支援員)1名、学校の活動支援や放課後等の活動の取りまとめなどを中心的に行う者)、桑村道場の学習支援として協働活動サポーター(9名:子供たちの活動をサポートする者)を委嘱(謝金支払い) 「地域学校協働活動推進員設置要綱(R2.4.施行)」

- ◎統括的な地域学校協働活動推進員の配置: より広域的な観点から、町の区域におけるCSや地域学校協働活動を推進するために、推進員間の連絡・調整、推進員等の人材確保・人材育成、取組の促進を目的に配置する。複数の学校区を束ねる場合の配置も可。

③「地域学校協働活動の実施」

○地域学校協働本部の整備

地域学校協働本部: 地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制(必要な要素①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動。この3要素を満たしていれば、特定の事務所等は必要ない。(推進員がコーディネートして、様々な活動を継続的に実施すれば、本部とみなされる。)

・学校における働き方改革を踏まえた活動(必要な人員を配置)

※ 函南町で実施している活動は、本活動を中心に地域学校協働活動推進員等を委嘱し、地域人材を活用した学校教育活動を進めている(「登下校の見守り・校外学習の見守り」・「学習支援・読み聞かせ」・「クラブ活動・部活動支援」・「環境整備」等)の実施、しかし、教員の働き方に関わる「清掃や給食の支援」「始業前・行間の見守りや夜間の児童生徒の問題行動対応」等の支援は実施していない。

※ 地域人材の活用に当たり本補助を活用して、ボランティア保険(日本PCA学校支援者保証制度)に幼・こ・小・中が加入。

◎放課後子供教室(放課後等の学習支援・体験活動) 地域を舞台にした活動

地域学校協働活動の一環として実施されている学習支援・体験活動は、「放課後子供教室(小学校)」「地域未来塾(中学校)」とし、年間を通して提供されていれば、国交補助対象になる。(年数回の単発的な催しではなく、目安として週1回程度(年間35日程度実施を)

※ R5~R7放課後子供教室: 桑村道場学習支援(桑村小) R8は計上、無。「体育館で遊ぼう」

2中学校でもR7から【放課後学習支援】を実施、函小: 校庭開放(R7年9月から)

☆放課後子供教室に参加する子供たちは、個別に「スポーツ安全保険」などへの加入が必要か?

- ・その他の費用: 講師への謝金・旅費、備品費: 放課後子供教室の新規開設時のみ認められる。
- 消耗品: 事務用品、印刷代、等 (函南町は、予算の計上、無)

◎西小に新設される「地域交流室」への協力と活用

○函南町地域学校協働活動推進員設置要綱

令和2年2月20日
教委告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、函南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、社会教育法第5条第2項の規定に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、各小・中学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区1名程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長等の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(委嘱期間及び委嘱の解除)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(活動内容)

第7条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連絡調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(推進員協議会)

第8条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提案等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第9条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があつた場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、推進員の委嘱期間終了後も同様とする。

(事務局)

第10条 推進員及び推進員協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(費用弁償等)

第11条 推進員が活動に要する経費、又はその他の経費については、別途定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

報告第1号

令和8年度函南町東部留守家庭児童保育所の増設について

函南町東部留守家庭児童保育所の令和8年度の申込状況は昨年度より定員超過が多いため、令和8年度より函南町東部留守家庭児童保育所の増設をしたいので、教育委員会での協議を求める。

令和8年1月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和8年度函南町東部留守家庭児童保育所の申込が定員を超過しているため、東小学校の教室を利用して留守家庭児童保育所運営を行いたい。

また、増設に伴い、函南町留守家庭児童保育所の設置、管理及び運営に関する条例施行規則の一部を改正したいため協議をお願いしたい。

新 旧 対 照 表

函南町留守家庭児童保育所の設置、管理及び運営に関する条例施行規則（平成3年函南町規則第19号）新旧対照表

旧		新	
<p>(定員) 第2条 留守家庭児童保育所（以下「児童保育所」という。）の定員は、次のとおりとする。</p>		<p>(定員) 第2条 留守家庭児童保育所（以下「児童保育所」という。）の定員は、次のとおりとする。</p>	
名称	定員	名称	定員
函南町東部第1留守家庭児童保育所	50人	函南町東部第1留守家庭児童保育所	85人
函南町東部第2留守家庭児童保育所	50人	函南町東部第2留守家庭児童保育所	50人
函南町東部第3留守家庭児童保育所	50人	函南町東部第3留守家庭児童保育所	50人
函南町西部第1留守家庭児童保育所	50人	函南町西部第1留守家庭児童保育所	50人
函南町西部第2留守家庭児童保育所	50人	函南町西部第2留守家庭児童保育所	50人
函南町西部第3留守家庭児童保育所	50人	函南町西部第3留守家庭児童保育所	50人
函南町中部第1留守家庭児童保育所	50人	函南町中部第1留守家庭児童保育所	50人
函南町中部第2留守家庭児童保育所	50人	函南町中部第2留守家庭児童保育所	50人
函南町中部第3留守家庭児童保育所	50人	函南町中部第3留守家庭児童保育所	50人
函南町北部留守家庭児童保育所	20人	函南町北部留守家庭児童保育所	20人
函南町丹那留守家庭児童保育所	30人	函南町丹那留守家庭児童保育所	30人

令和8年度 留守家庭児童保育所 入所申込状況一覽

令和7年12月16日時点

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	年間+長期計
東部 (定員150名)	52	51	53	21	10	0	187	187
長期利用								
中部 (定員150名)	33	28	29	25	16	0	131	131
長期利用								
西部 (定員150名)	30	29	21	22	10	0	112	112
長期利用								
北部 (定員20名)	3	6	7	3	2	0	21	21
長期利用								
丹那 (定員30名)	1	2	1	3	3	0	10	10
長期利用								
年間計 (定員500名)	119	116	111	74	41	0	461	461
長期利用計								

東部留守家庭児童保育所の増設について

(函南町 厚生部 子育て支援課)

1 経緯・背景

東部留守家庭児童保育所は第1、第2、第3の各50人定員、合計150人で運営されており、近年は小学校下校時において、当該児童の保護者が就労等の理由で家庭にいないことが多く、また全国的に少子化傾向はあるが留守家庭児童保育所需要が増加している。特に東小学校区では他の小学校よりも児童数減少が緩やかな減少になっている。令和7年度においても定員超過により小学校5年生の受入ができておらず、令和7年4月時点で6人の待機児童が発生してしまった。

2 現状

令和8年度東部留守家庭児童保育所の申込みが終了し、集計を行った結果定員超過により、令和8年度の児童入所については、下記のとおり実施したい。

東部留守家庭児童保育所の今年度は定員超過により5年生の受入を行っていないが、新年度の申込み状況は昨年度より定員超過が多く、小学3年生までの申込みで定員150人を5人超過しており、小学5年生までの申込みで36人超過をしているため、東小学校の教室を利用して学童保育所運営(4、5年生、計31名)を行い、函南町留守家庭児童保育所に待機児童が生じないよう対応したい。

3 検討状況等

令和7年12月5日 留守家庭児童保育所入所申込締切

令和7年12月 文教厚生部会議

令和7年12月 副町長協議

令和7年12月 町長協議

令和7年12月 部長等会議

令和7年12月 教育委員会(学校教育課・東小学校)と協議

令和7年1月 教育委員会(学校教育課)と協議

令和8年2月4日 議会(文教厚生委員会)

令和8年2月 議会(補正予算上程予定、改修・事務手続費)

令和8年3月 東小教室改修工事、事務手続き、規則改正、開所準備等

令和8年4月 東部留守家庭保育所(増設箇所) 開所

4 今後の対応等

- (1) 函南町留守家庭児童保育所の設置、管理及び運営に関する条例施行規則の定員改正をしたい。東部第1留守家庭児童保育所 50人→85人(35人増員)

- (2) 令和8年4月開所に向けて、議会補正予算議決後に東小学校の改修工事を実施予定
- (3) 議会、文教厚生委員会への説明や教育委員会、留守家庭児童保育所運営委員会に諮り意見等を伺う予定
- (4) 4月開所に向け、放課後児童支援員・学童保育指導員の採用、事務手続きを実施予定

5 収支見込み額(教室を利用して運営開始した場合)

令和7年度3月補正予算(見込額)

需用費(消耗品費)	150千円
使用料	6千円
工事請負費	413千円(廊下間仕切り、下駄箱設置、照明、門扉設置)
備品購入費	266千円(玄関マット、テーブル、ベンチ、冷蔵庫等)
事業費合計	<u>835千円</u>

令和8年度歳出見込額

報酬(会計年度人件費)	6,416,379円 (241日×6.33h×1,402円×3人)
期末・勤勉手当	2,486,346円 (241日×6.33h×1,402円×3人)÷12×4.65
費用弁償(交通費)	98,400円 (2,000円×2+4,200円×1)×12か月
需用費(消耗品)	49,200円(100円/人×31人+掃除用品1,000円)×12か月
電気料	96,000円(8,000円×12か月)
図書雑誌費	10,000円
傷害保険料	75,578円(2,438円/人×31人)
事業費 合計	<u>9,231,903円 (9,232千円)</u>

令和8年度歳入見込額(教室を利用して運営開始した場合)

留守家庭児童保育所入所料	<u>1,620,000円</u>
(5,000円/人×21人×12か月+3,000円/人×10人×12か月)	
子ども子育て支援交付金・【国】(東部第430人)	<u>2,883,000円</u>
(基本額6,777,000円+加算1,874,000円)×1か所×1/3-端数666円	
放課後児童健全育成事業費等交付金・【県】(東部第430人)	<u>2,883,000円</u>
(基本額6,777,000円+加算1,874,000円)×1か所×1/3-端数666円	
放課後児童支援員等処遇改善事業【県】(東部第4、3人)	<u>132,000円</u>
(11,000円×3人×12か月)×1/3	
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費補助金	<u>240,000円</u>
(減額分5,000円-3,000円×10人×12か月)	
事業費(歳入見込額) 合計	<u>7,758,000円 (7,758千円)</u>

報告第2号

令和8年度函南町立春光幼稚園及び函南町立間宮幼稚園の学級編制について

令和8年度より函南町立春光幼稚園及び函南町立間宮幼稚園において、3歳児と4歳児の複式学級を編制したいので、教育委員会での協議を求める。

令和8年1月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和8年度の入園予定者が、春光幼稚園は3名、間宮幼稚園は4名のため、教育的効果を鑑み、各幼稚園の3歳児と4歳児の複式学級を編制したいため、協議をお願いしたい。なお、丹那幼稚園とみのり幼稚園では既に複式学級を編制している。

令和 8 年度 幼稚園入園者数見込

(令和7年1月6日 現在)

単位：人

歳児	3歳児クラス				4歳児クラス				5歳児クラス				合 計			
	園名	男	女	計	クラス数	男	女	計	クラス数	男	女	計	クラス数	男	女	計
春光幼稚園	3	0	3	0	5	6	11	1	8	6	14	1	16	12	28	2
丹那幼稚園	0	3	3	0	3	5	8	1	2	2	4	1	5	10	15	2
二葉こども園	1	0	1	1	4	1	5	1	3	1	4	1	8	2	10	3
間宮幼稚園	0	4	4	0	5	1	6	1	5	9	14	1	10	14	24	2
みのり幼稚園	4	4	8	1	0	3	3	0	3	2	5	1	7	9	16	2
自由ヶ丘幼稚園	11	13	24	2	11	13	24	2	11	15	26	2	33	41	74	6
合計	19	24	43	4	28	29	57	6	32	35	67	7	79	88	167	17

※丹那幼稚園 3, 4歳児の複式学級、みのり幼稚園 4, 5歳児は複式学級

函南町立春光幼稚園園児数比較（平成31年～令和7年4月1日現在、令和8年見込数）

（単位：人）

	3歳児クラス			4歳児クラス			5歳児クラス			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
平成31年	14	25	39	20	13	33	13	21	34	47	59	106
前年度比較	△5	10	5	7	△7	0	△1	7	6	1	10	11
令和2年	14	10	24	17	25	42	18	12	30	49	47	96
前年度比較	0	△15	△15	△3	12	9	5	△9	△4	2	△12	△10
令和3年	14	9	23	16	10	26	16	27	43	46	46	92
前年度比較	0	△1	△1	△1	△15	△16	△2	15	13	△3	△1	△4
令和4年	12	10	22	11	11	22	18	10	28	41	31	72
前年度比較	△2	1	△1	△5	1	△4	2	△17	△15	△5	△15	△20
令和5年	9	9	18	11	11	22	9	10	19	29	30	59
前年度比較	△3	△1	△4	0	0	0	△9	0	△9	△12	△1	△13
令和6年	8	5	13	11	9	20	11	10	21	30	24	54
前年度比較	△1	△4	△5	0	△2	△2	2	0	2	1	△6	△5
令和7年	4	9	13	8	5	13	10	9	19	22	23	45
前年度比較	△4	4	0	△3	△4	△7	△1	△1	△2	△8	△1	△9
令和8年(見込)	3	0	3	5	6	11	8	6	14	16	12	28
前年度比較	△1	△9	△10	△3	1	△2	△2	△3	△5	△6	△11	△17
令和8年－ 平成31年	△11	△25	△36	△15	△7	△22	△5	△15	△20	△31	△47	△78

報告第3号

令和8年度小学校・中学校入学通知について

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条の規定に基づき、令和8年度に入学する児童生徒の保護者に対し、入学通知書を発送したので別紙のとおり報告する。

令和8年1月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和8年4月1日付けで小学校又は中学校に入学する就学予定者の保護者に対し、入学通知書を別紙のとおり発送したので、教育委員会に報告するものです。

令和8年度 小学校・中学校入学通知について

学校教育法施行令第5条の規定に基づき、令和8年度に入学する児童生徒の保護者に対し、入学通知書を発送しましたので報告します。

1 発送日 令和8年1月20日(火)

2 対象者

(1)小学校入学者

学校名	令和8年度入学者	令和7年度入学者
函南小学校	61名	62名
丹那小学校	4名	3名
桑村小学校	9名	10名
東小学校	95名	102名
西小学校	63名	59名
計	232名	236名

(2)中学校入学者

学校名	令和8年度入学者	令和7年度入学者
函南中学校	123名	144名
東中学校	165名	165名
計	288名	309名

3 令和8年度児童・生徒数、学級数(推計)

小学校 1,587名 67学級(内、特別支援学級 8学級)

中学校 885名 31学級(内、特別支援学級 4学級)

合計 2,472名 98学級(内、特別支援学級 12学級)

報告第4号

教育情報セキュリティポリシーの策定について

函南町教育情報セキュリティポリシーを策定したので、教育委員会に報告する。

令和8年1月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

学校が取り扱う情報には、教職員以外に児童生徒や保護者がアクセスすること、GIGA スクール構想に基づく一人一台端末やクラウドツールの活用が進んでいることなど、教育情報特有の性格があり、教育情報に特化したセキュリティポリシーの策定が求められている。文部科学省は、令和7年度中の全自治体の策定完了を KPI として掲げており、文部科学省発出の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月）」を指針とし、本町の実情に合わせた教育情報セキュリティポリシー及び緊急時対応計画を策定した。本ポリシーに準じた技術的セキュリティ等の運用体制は、令和8年度中に整う見込みである。

函南町教育委員会
教育情報セキュリティポリシー

函南町教育委員会
令和8年1月15日

第1章

教育情報セキュリティ基本方針

第1章 教育情報セキュリティ基本方針

1.	目的	4
2.	構成	4
3.	用語の定義	5
4.	適応範囲	6
5.	情報資産の分類と管理	6
6.	情報資産に対する脅威	6
7.	教育情報セキュリティ対策	6
8.	教職員等の責務	7
9.	教育情報セキュリティ対策基準の策定	7
10.	教育情報セキュリティ対策手順の策定	7
11.	教育情報セキュリティ自己点検の実施	7

第1章 教育情報セキュリティ基本方針

1. 目的

現在、教育現場では GIGA スクール構想の推進により、一人一台端末やクラウドサービスを活用した学習環境の整備が進められている。本町においても、GIGA スクール構想の進展により、教職員および児童生徒の一人一台端末の活用が日常化している。加えて、統合型校務支援システムや生成 AI の校務利用、さらにはクラウドサービスや教育データダッシュボードの利活用が進んでいく見込みであり、教育現場における情報技術の進展は加速度的に進んでいる。ICT は、今や学習、校務の両面で不可欠なツールとなっており、児童生徒は家庭においても端末を活用した学習を行うなど、その利用範囲は学校内にとどまらない。

一方で、学校が取り扱う情報には、児童生徒、教職員、保護者等の個人情報や、校務運営に関わる重要な情報が多数含まれており、それらが漏えい、改ざん、滅失等した場合、重大な権利侵害や信頼失墜につながるおそれがある。こうした中、児童生徒や教職員等が安心して学習、指導に取り組めるよう、教育委員会と学校が一体となって情報セキュリティを確保する必要がある。教育現場における情報セキュリティを検討する際には、学校ならではの次のような特徴を考慮する必要がある。

(1) 児童生徒・保護者の存在

地方公共団体の他の行政事務と異なり、学校では児童生徒が一人一台端末を使って学習活動を行うなど、サービスに従う者以外にもシステムにアクセスする。そのため、児童生徒や保護者の存在を前提としたアクセス権限の設定や、児童生徒への適切な情報セキュリティ指導が求められる。

(2) 情報の変容

学校で取り扱われる情報は、取り扱う主体や目的、付加される情報によって性質が変わる。たとえば児童生徒が作成したワークシートが、教員の評価情報が加わることで成績情報となるように、状況によって取扱いを見直す必要がある。

(3) GIGA スクール構想に基づくクラウド活用

パブリッククラウドの活用が進み、校務もクラウド上で実施される次世代校務 DX が進展している。重要な情報がクラウド上で扱われることを前提に、より高度なセキュリティ対策が求められている。

こうした状況を踏まえ、ICT の利活用と情報セキュリティの確保を両立させ、児童生徒や教職員が安全かつ安心して ICT を活用できる環境を整備することが不可欠である。本ポリシーは、文部科学省が示す「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月）」および「教育情報セキュリティポリシーハンドブック（令和7年3月）」を参考に、町内の学校等における情報資産を適切に管理・保護するための基本方針および具体的な対策基準を定めたものである。全教職員に共通の統一的な規範として浸透・定着を図るとともに、技術の進展や環境の変化にも柔軟に対応する体制の構築を目的とする。

2. 構成

本ポリシーは、函南町教育委員会および町内の学校が保有する多岐にわたる情報資産を、様々な脅威から包括的に保護するための情報セキュリティ対策を、体系的かつ具体的に詳述し集約したものである。学校が管理する重要な教育情報資産を取り扱う全ての教職員に対し、その内容を深く浸透させ、日々の業務における情報セキュリティ実践の礎として定着させることを目的としている。

情報処理技術や通信技術の進歩は著しく、情報資産を取り巻く情勢は常に急速な変化を遂げており、このような変化に柔軟かつ的確に対応するため、本ポリシーは2部構成としている。第1章として、情報セキュリティ対策における普遍的な基本原則を定めた「教育情報セキュリティ基本方針」を据え、第2章として、情報資産を取り巻く環境の変遷に応じて柔軟に対応し、具体的な対策を詳述する「教育情報セキュリティ対策基準」を設けることで、実効性と適応性を兼ね備えた情報セキュリティ体制を実現する。これにより、常に最新の脅威に対応しつつ、教職員、児童生徒、保護者が安心して情報資産を活用できる環境を維持することを目指す。

3. 用語の定義

本ポリシーにおける用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
情報システム	ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア及び入出力媒体で構成された情報を処理する仕組み。
情報セキュリティ	情報資産の機密性の保持、完全性及び可用性を維持すること。
機密性	情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること。
完全性	情報が破壊、改ざん、または消去されない状態を確保すること。
可用性	情報にアクセスすることを認められた者だけが、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保すること。
冗長化	システムやデータを構成する要素が故障しても、その機能を維持できるように、予備の要素をあらかじめ複数用意しておくこと。
校務系情報	学校、学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用される情報。教職員のみがアクセスすることが想定されている情報。
校務外部接続系情報	ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成において、インターネット接続を前提として校務で利用される情報。
学習系情報	学校における教育活動において活用される情報。教職員及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報。
サーバ	ネットワーク上で学校情報を処理し、端末に提供するコンピュータ。
校務系サーバ	校務系情報を取り扱うサーバ。
校務系外部接続系サーバ	ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成において、校務外部接続系情報を取り扱うサーバ。
学習系サーバ	学習系情報を取り扱うサーバ。
校務用端末	校務系情報全てにアクセス可能な端末。
学習者用端末	学習系情報にアクセス可能な端末で、児童生徒が利用する端末。
指導者用端末	学習系情報にアクセス可能な端末で、教職員のみが利用可能な端末。
情報セキュリティインシデント	情報セキュリティに関する問題としてとらえられる事象（障害、事件、事故、欠陥、攻撃、侵害等）。
記録媒体	情報システムでデータ等を記録するための媒体。サーバ、端末機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、通信回線装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体と、外付けHD、CD-ROM、DVD-R、USBメモリ、SDカード等の外部電磁的記録媒体。
モバイル端末	スマートフォンやタブレット等、携行可能な多機能端末。
情報資産	情報システム及びネットワーク並びにこれらで取り扱われる学校情報（これらを印刷した文書等も含む）。
ソーシャルメディアサービス	インターネット上における、ホームページ、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイト等。
強固なアクセス制御	不正アクセスを防御するために、多要素認証（MFA）による利用者認証、端末認証、アクセス経路の監視・制御等を組み合わせたセキュリティ対策。端末とクラウドサービスを提供するサーバ間の通信を暗号化し、認証により利用者のアクセスの適正さを常に確認する。
クラウドサービス	学校外、庁舎外でプログラムやデータベースを管理し、ネットワークを介してこれを利用する仕組みや概念。
IaaS	CPU機能、ストレージ、ネットワークその他の基礎的な情報システムの構築に係るリソースが提供されるクラウドの形態。
PaaS	IaaSに加えて、OS、基本的機能、開発環境や運用管理環境等もサービスとして提供されるクラウドの形態。
SaaS	特定の業務系アプリケーション、コミュニケーション等の機能、運用管理系の機能、開発系の機能、セキュリティ系の機能等がサービスとして提供されるクラウドの形態。学習eポータル、デジタル教科書、デジタルドリル、協働学習支援サービス、デジタルコンテンツ配信サービス、校務支援システム、デジタル採点システム、保護者連絡アプリ等。

4. 適応範囲

このポリシーの適用範囲は、学校及び教育委員会における学校用のシステム、サーバ、クラウドサービス等で扱われる以下の教育情報についてである。

- (1) 教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体
- (2) 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- (3) 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5. 情報資産の分類と管理

学校の情報資産を次のとおり重要性分類Ⅰ～Ⅳに分類し、必要に応じて取扱制限を定め、適正な管理を行う。

重要性分類Ⅰ：セキュリティ侵害が教職員又は児童生徒の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼすもの。
重要性分類Ⅱ：セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に重大な影響を及ぼすもの。
重要性分類Ⅲ：セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に軽微な影響を及ぼすもの。
重要性分類Ⅳ：影響をほとんど及ぼさないもの。

6. 情報資産に対する脅威

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等
- (6) 事故、故障、障害等によるデータの消失、業務の停止等

7. 教育情報セキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するため、次に定める教育情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

- (1) 組織体制
学校の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。
- (2) 情報資産の分類と管理
学校の保有する情報資産を重要性分類Ⅰ～Ⅳに分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。
- (3) 物理的セキュリティ対策
情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷、盗難等から保護するために保守管理に関する措置や管理区域の設定等の物理的な対策を講ずる。
- (4) 人的セキュリティ対策
教育情報セキュリティに関する権限や責任を定めるとともに、全教職員等にこのポリシーを周知徹

底するための教育及び啓発を行う等、必要な対策を講ずる。

(5) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、不正プログラム対策ソフトウェアの導入等の技術面における対策を講ずる。

(6) 運用

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

8. 教職員等の責務

学校長、教頭、臨時的任用教職員、非常勤講師を含めた教職員全員（以下「教職員等」という。）は、情報資産の利用に当たっては、関連法令を遵守する。また、教職員等は、教育情報セキュリティの重要性を認識し、このポリシーを遵守する。

9. 教育情報セキュリティ対策基準の策定

具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。なお、「教育情報セキュリティ対策基準」は、公にすることにより、セキュリティ上のリスクが増大し、本町教育委員会事務局の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

10. 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定する。なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより、セキュリティ上のリスクが増大し、本町教育委員会事務局の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

11. 教育情報セキュリティ監査及び自己点検等の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。その結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

第2章

教育情報セキュリティ対策基準

第2章 教育情報セキュリティ対策基準 (P.9～P.41)

は非公開となるため、掲載を省略します。

函南町教育委員会 教育情報セキュリティポリシー策定に至る経緯

本ポリシーの策定は、近年のデジタル環境の急速な変化、特に教職員及び児童生徒によるモバイル端末、クラウドの利活用開始に伴う新たな脅威への対応が喫緊の課題となったことから、開始された。その策定プロセスは、以下のとおり、本町の実情を考慮しつつ、関係者間の連携を重視して慎重に進められた。

1 検討開始（第1回会議）

日 時：令和7年8月8日

出席者：学校教育課 平田 山邊

審議事項：ポリシー素案の確認、本町における運用体制の共有

2 専門家レビュー（第2回会議）

日 時：令和7年10月10日

出席者：学校教育課 平田 力石 田崎

情報政策室 森井

Sky 株式会社

東栄商工株式会社

審議事項：技術的セキュリティについての情報提供

3 田方地区2市1町担当者打ち合わせ（第3回会議）

日 時：令和7年11月5日

出席者：函南町教育委員会 望月 平田

伊豆の国市教育委員会

伊豆市教育委員会

審議事項：情報セキュリティ体制についての情報共有、情報セキュリティリスクの洗い出し
ポリシー素案の確認、策定に向けたスケジュールの共有

4 庁内打ち合わせ（第4回会議）

日 時：令和7年11月10日

出席者：学校教育課 杉村 平田 力石 山邊

情報政策室 森井

審議事項：ポリシー案と運用体制との整合性確認、情報セキュリティ監査の運用方法についての
検討

緊急時対応計画素案の確認、組織体制についての検討

5 専門家レビュー（第5回会議）

日 時：令和7年12月11日

出席者：学校教育課 平田 力石 山邊

Sky 株式会社

東栄商工株式会社

審議事項：ポリシー案の共有、端末管理やログの保管等についての確認
情報セキュリティインシデント発生時の連携について

6. 専門家レビュー（第6回会議）

日 時：令和7年12月15日

出席者：学校教育課 平田 力石 山邊

株式会社関電工

株式会社 TOKAI コミュニケーションズ

審議事項：情報セキュリティインシデント発生時の初動対応、連携についての確認
各校における通信帯域とネットワークアセスメントについての検討

上記経緯により、多角的な視点から十分な審議を重ね、本ポリシーが策定された。

函南町教育委員会 教育情報セキュリティポリシー 概要

1 策定の目的と背景

GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末やクラウド活用、生成 AI の校務利用の進展に伴い、情報技術の利活用は不可欠となっている。一方で、学校が扱う膨大な個人情報や重要情報を守るため、セキュリティ確保と ICT 利活用の両立を目的として本ポリシーが策定された。

2 適応範囲と組織体制

範囲：町内小中学校、教育委員会等の情報システム、ネットワーク、および全教職員等。

体制：最高情報セキュリティ責任者（CISO）を副町長、統括責任者を教育長、各学校の管理者を校長とする責任体制を構築している。

3 情報資産の分類と管理

情報は重要性に応じ、分類Ⅰから分類Ⅳの 4 段階に区分される。分類に応じた持ち出し制限、USB メモリ等の公的媒体のみの利用、暗号化、および適切な廃棄手順を徹底する。

4 主要なセキュリティ対策

技術的対策：強固なアクセス制御、Web フィルタリング、ウイルス対策等を実施する。

物理・運用対策：サーバの冗長化や管理区域への入退室管理を行い、SaaS 型クラウドや生成 AI 利用時はガイドラインを遵守する。

5 職員研修の実施（来年度計画）

本ポリシーの浸透と教職員の情報セキュリティ意識の向上を目的として、来年度、本ポリシーと情報セキュリティに関する職員研修を全校で実施する。

6 点検・評価とインシデント対応

事故発生時は直ちに管理者に報告する。また、実効性を維持するため、年 1 回の自己点検および必要に応じた監査を行い、技術変化に合わせて継続的に内容を見直す。

報告第5号

函南町 PTA 連絡協議会教育研修事業費補助金交付要綱の一部改正について

函南町 PTA 連絡協議会教育研修事業費補助金交付要綱（平成19年7月19日付け函教生第184号）を一部改正したので、教育委員会に報告するものです。

令和8年1月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

函南町 PTA 連絡協議会教育研修事業費補助金交付要綱の様式等の改正に伴い、令和7年12月25日開催の例規委員会において審議し、令和7年12月26日に函南町 PTA 連絡協議会に通知しましたので、教育委員会に報告するものです。

函南町PTA連絡協議会教育研修事業費補助金交付要綱の一部改正

函南町PTA連絡協議会教育研修事業費補助金交付要綱（平成19年函南町函教生第184号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第4 交付の条件</p> <p>次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。</p> <p>(1) <u>次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第6 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで</p> <p>第7 請求の手続</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第4 交付の条件</p> <p>次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。</p> <p>(1) <u>次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第6 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで</p> <p>第7 請求の手続</p> <p>(1) (略)</p>

改正前	改正後
<p>(2) 提出期限 補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで</p>	<p>(2) 提出期限 補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過する日まで</p>

改正前

様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）

函南町PTA連絡協議会教育研修事業費補助金交付申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

函南町PTA連絡協議会
会長 氏 名 様

年度において、教育研修事業を実施したいので、補助金を交付されるよう
関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 事業の概要

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の目的
- (3) 総事業費 円
- (4) 補助対象事業費 円
- (5) 交付申請金額 円

2 事業の実施時期

- (1) 開始予定年月日 年 月 日
- (2) 完了予定年月日 年 月 日

3 概算払の承認申請

- (1) 金 額 円
- (2) 理 由
- (3) 時 期

4 添付書類

改正後

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

函南町PTA連絡協議会教育研修事業費補助金交付申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

函南町PTA連絡協議会
会長 氏 名

年度において、教育研修事業を実施したいので、補助金を交付されるよう
関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 事業の概要

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の目的
- (3) 総事業費 円
- (4) 補助対象事業費 円
- (5) 交付申請金額 円

2 事業の実施時期

- (1) 開始予定年月日 年 月 日
- (2) 完了予定年月日 年 月 日

3 概算払の承認申請

- (1) 金 額 円
- (2) 理 由
- (3) 時 期

4 添付書類

改正前

様式第2号 (用紙 日本工業規格A4 横型)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)

事業の名称	事業の目的	対象者	参加(予定)人数	開催会場	開催時期	備考
計						

改正後

様式第2号 (用紙 日本産業規格A4 横型)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)

事業の名称	事業の目的	対象者	参加(予定)人数	開催会場	開催時期	備考
計						

改正前

様式第3号（用紙 日本工業規格A4縦型）

事業費財源調書（変更事業費財源調書、実績事業費財源調書）

（単位：円）

事業の内容	事業費	事業費の内訳		
		町費補助金	自己資金	その他 ()
計				

- (注) 1 変更事業費財源調書の場合は、変更前の事業費を各欄の上段に括弧書きし、変更後の事業費を下段に記載すること。
 2 実績事業費財源調書の場合、事業費及び事業費内訳に変更あるときは、変更前の金額を各欄の上段に括弧書きし、実績金額を下段に記載すること。

改正後

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業費財源調書（変更事業費財源調書、実績事業費財源調書）

（単位：円）

事業の内容	事業費	事業費の内訳		
		町費補助金	自己資金	その他 ()
計				

- (注) 1 変更事業費財源調書の場合は、変更前の事業費を各欄の上段に括弧書きし、変更後の事業費を下段に記載すること。
 2 実績事業費財源調書の場合、事業費及び事業費内訳に変更あるときは、変更前の金額を各欄の上段に括弧書きし、実績金額を下段に記載すること。

改正前

様式第4号 (用紙 日本工業規格 A4 横型)

資金状況調べ

区分 月別	収 入				支 出				差引残高
	町 補 助 金	自 己 資 金	そ の 他 ()	計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

改正後

様式第4号 (用紙 日本産業規格 A4 横型)

資金状況調べ

区分 月別	収 入				支 出				差引残高
	町 補 助 金	自 己 資 金	そ の 他 ()	計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

改正前

様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

変更承認申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

函南町PTA連絡協議会
会長 氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた函南町PTA
連絡協議会教育研修事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関
係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

改正後

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

変更承認申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

函南町PTA連絡協議会
会長 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた函南町PTA
連絡協議会教育研修事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関
係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

改正前

様式第6号(用紙 日本工業規格A4縦型)

実績報告書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

函南町PTA連絡協議会
会長 氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた函南町PTA
連絡協議会教育研修事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業の概要

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の目的
- (3) 総事業費 円
- (4) 補助対象事業費 円
- (5) 交付決定金額 円

2 事業の実施時期

- (1) 開始年月日 年 月 日
- (2) 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

改正後

様式第6号(用紙 日本産業規格A4縦型)

実績報告書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

函南町PTA連絡協議会
会長 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた函南町PTA
連絡協議会教育研修事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業の概要

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の目的
- (3) 総事業費 円
- (4) 補助対象事業費 円
- (5) 交付決定金額 円

2 事業の実施時期

- (1) 開始年月日 年 月 日
- (2) 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

改正前

様式第7号（第 関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円 ,

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた函南町PTA連絡協議会教育研修事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

函南町長 氏 名 様

函南町PTA連絡協議会
会長 氏 名 ㊟

口座振替先金融機関

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
ふりがな 口座名義	

改正後

様式第7号（第7、8関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた函南町PTA連絡協議会教育研修事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

函南町長 氏 名 様

函南町PTA連絡協議会
会長 氏 名 ㊟

口座振替先金融機関

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
ふりがな 口座名義	

附 則

この改正は、令和8年度分の補助金から適用する。

函南町PTA連絡協議会教育研修事業費補助金交付要綱

平成19年7月20日

函教生第184号

第1 趣旨

町長は、教育の振興を図るため、函南町PTA連絡協議会（以下「協議会」という。）が開催する教育研修事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

- ア 教育に関する調査、研究等の成果を公表するために協議会が開催する発表会等の事業に要する経費
- イ 教育に関する知識、技能等を習得するために協議会が開催する講演会、講習会等の事業に要する経費
- ウ 教育に関する興味、関心を高めるために協議会が開催する映画鑑賞会等の事業に要する経費
- エ その他、函南町の教育の振興を図るために協議会が開催する事業に要する経費

(2) 補助率（額）

(1)に掲げる経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。

第3 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 事業費財源調書（様式第3号）
- エ 資金状況調べ（様式第4号）
- オ その他参考となる書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第4 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

- ア 補助対象事業に要する経費の20パーセントを超える変更をしようとする場合
- イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第5 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 変更承認申請書（様式第5号）
 - イ 変更事業計画書（様式第2号）
 - ウ 変更事業費財源調書（様式第3号）
 - エ その他参考となる書類

第6 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第6号）
 - イ 事業実績書（様式第2号）
 - ウ 実績事業費財源調書（様式第3号）
 - エ 写真
 - オ その他参考となる書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで

第7 請求の手續

- (1) 提出書類 1部
 - 請求書（様式第7号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過する日まで

第8 概算払の請求手續

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 概算払請求書（様式第7号）
 - イ 資金状況調べ（様式第4号）

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する

函南町PTA連絡協議会教育研修事業費補助金交付申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

函南町PTA連絡協議会
会長 氏 名

年度において、教育研修事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 事業の概要

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の目的
- (3) 総事業費 円
- (4) 補助対象事業費 円
- (5) 交付申請金額 円

2 事業の実施時期

- (1) 開始予定年月日 年 月 日
- (2) 完了予定年月日 年 月 日

3 概算払の承認申請

- (1) 金 額 円
- (2) 理 由
- (3) 時 期

4 添付書類

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)

事業の名称	事業の目的	対象者	参加(予定)人数	開催会場	開催時期	備考
計						

事業費財源調書（変更事業費財源調書、実績事業費財源調書）

（単位：円）

事業の内容	事業費	事業費の内訳		
		町費補助金	自己資金	その他 ()
計				

- (注) 1 変更事業費財源調書の場合は、変更前の事業費を各欄の上段に括弧書きし、変更後の事業費を下段に記載すること。
- 2 実績事業費財源調書の場合、事業費及び事業費内訳に変更あるときは、変更前の金額を各欄の上段に括弧書きし、実績金額を下段に記載すること。

様式第4号 (用紙 日本産業規格A4横型)

資金状況調べ

区分 月別	収 入				支 出				差引残高
	町 補助 費 金	自 己 資 金	そ の 他 ()	計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

変更承認申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

函南町PTA連絡協議会
会長 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた函南町PTA
連絡協議会教育研修事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関
係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた函南町PTA連絡協議会教育研修事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

函南町長 氏 名 様

函南町PTA連絡協議会
会長 氏 名 印

口座振替先金融機関

金融機関名	
支 店 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
ふりがな 口座名義	

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和8年1月定例教育委員会分)

令和8年1月27日開催

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	第47回明治大学マンドリン倶楽部定期演奏会	明治大学校友会沼津地域支部 支部長 久保田 吉光	令和8年4月26日(日) 沼津市民文化センター 大ホール	有料	有	有
2	金管楽器 体験会	伊豆ジュニアプラス 団長 吉田 章	令和8年3月28日(土) 長岡総合会館 アクシスかつらぎ 多目的ホール	無料	有	有
3	伊豆の歴史と三嶋大社	三嶋大社 宮司 矢田部 盛男	令和8年4月21日(火)～令和8年5月6日(水) KITTE丸の内 地下1階	無料	無	-
4	以下余白					
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

令和7年12月15日

函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様

申請者 住所 沼津市杉崎町6-1
富士峰建設内
氏名 幹事長 長岡 重弘 印
(連絡先) 055-921-4012

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第47回明治大学マンドリン倶楽部定期演奏会		
期 日	令和8年4月26日(日) 16:30 ~ 19:00		
会 場	沼津市民文化センター 大ホール		
主催者	団体名	明治大学校友会沼津地域支部	
	代表者	支部長 久保田 吉光	
	所在地	沼津市杉崎町6-1 富士峰建設内	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	静岡新聞社、静岡放送、沼津市、沼津市教育委員会、三島市、三島市教育委員会、長泉町、長泉町教育委員会、清水町、清水町教育委員会、函南町、函南町教育委員会、伊豆の国市伊豆の国市教育委員会



<p>事業の対象 と 目的</p>	<p>勉学の傍ら日本全国において演奏活動を続け活躍している明治大学マンドリン倶楽部の演奏会を開催し、県東部地域の皆様に演奏を堪能していただくと共に演奏を通じて地域の文化の振興に資する。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>演奏会は2部構成で、第1部は「日本のメロディー」と題し、「いい日旅立」、「津軽組曲」、等を、第2部は「ザッツミュージック」と題し、「ロミオとジュリエット」、「オペラ座の怪人」、等を演奏します。(令和7年実績) 指揮は今年も明治大学マンドリン倶楽部常任指揮者、甲斐靖文氏が行います。今年の演奏曲目は、前回よりも更に皆様に楽しんでいただけるよう選曲中です。(前回46回のプログラムを添付)</p>		
<p>申請理由</p>	<p>函南町を含め多くの皆様に素晴らしい演奏を提供すると共に東部地域の人々の交流の場を設けることに対しご支援をお願い致します。</p>		
<p>入場料</p>	<p>有 料 ・ 無 料</p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>指定席 3, 000円 自由席 2, 500円</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金 額	適 要
入場券売上	2,750,000	3,000 円×250 名 2,500 円×800 名
プログラム広告掲載料	320,000	32 社
合 計	3,070,000	

2 支出

区 分	金 額	摘 要
出演料	600,000	
交通費	500,000	
会場使用料	355,000	
印刷費 プログラム	545,000	
〃 ポスター	150,000	
〃 チラシ	45,000	
〃 チケット	45,000	
ステージ人件費	150,000	
ピアノ調律費	30,000	
打楽器借用料	50,000	
出演者食費	150,000	
新聞広告費	150,000	
音楽著作権費	100,000	
会議費	100,000	
委託販売手数料	30,000	
事務諸経費	70,000	看板、花束、事務用品、コピー等
合 計	3,070,000	



明治大学マンドリン倶楽部

第46回 定期演奏会

2025

4/20^①日

沼津市民文化センター

(大ホール)

開場 16:00 / 開演 16:30



指揮【甲斐 靖文】
(音楽監督/常任指揮者)



主 催：明治大学校友会沼津地域支部

後 援： 静岡新聞社・静岡放送

沼津市、沼津市教育委員会、三島市、三島市教育委員会、長泉町、長泉町教育委員会、

清水町、清水町教育委員会、函南町、函南町教育委員会、伊豆の国市、伊豆の国市教育委員会

PROGRAM

第1部 日本の メロディー

- Op 明治大学校歌
- 1 いい日旅立ち
- 2 シクラメンのかほり
- 3 ポレロ 酒は涙か溜息か
- 4 マンボ 無法松の一生
- 5 ポレロ 悲しい酒
- 6 赤い靴のタンゴ
- 7 シンフォニック 影を慕いて
- 8 津軽組曲より春
- 9 津軽第5番
- 10 昭和平成ヒットメドレー

第2部 ザッツ・ ミュージック

- Op ピンクパンサーのテーマ
- 1 ロミオとジュリエット
- 2 シャレード
- 3 オペラ座の怪人
- 4 恋はみずいろ
- 5 シェルブールの雨傘
- 6 アンダルシア・チャチャチャ
- 7 情熱のラテンメドレー
- 8 荒城ファンタジー
- 9 津軽組曲より夏

※曲順・曲目は変更になる場合があります。予めご了承ください。

OP. 明治大学校歌

作曲：山田耕筈

1. いい日旅立ち

作曲：谷村新司

昭和53年、国鉄が実施した「いい日旅立ちキャンペーン」のイメージソングでした。当時絶大な人気を誇っていた山口百恵が情感たっぷりに歌い上げた日本の名曲のひとつです。平成15年には、JR西日本の「DISCOVER WEST キャンペーン」に合わせて谷村新司がリメイク、「いい日旅立ち・西へ」とし、歌詞もあらたに鬼束ちひろが歌いました。

2. シクラメンのかほり

作曲：小椋佳

1975年に布施明が歌い大ヒットしました。作詞・作曲は小椋佳が手がけ、別れた恋人への想いを綴った歌詞が特徴です。オリコンチャートで1位を獲得し、第17回日本レコード大賞の大賞を受賞しました。フォークソングと歌謡曲を融合し、音楽界に大きな影響を与えた叙情的な楽曲です。

3. ボレロ 酒は涙か溜息か

作曲：古賀政男

古賀政男を歌謡界に築きあげた、最大最高の曲。昭和6年の発売で、当時、函館日日新聞の記者であった、高橋掬太郎の詩、藤山一郎の絶唱が見事でありました。哀感あふれるギターの旋律にのせた古賀メロディーの名曲を本日はボレロのリズムにのせてお送りします。

4. マンボ 無法松の一生

作曲：古賀政男

1958年に発売された村田英雄のデビューシングル。一般的には、オリジナル版よりも「無法松の一生（度胸千両入り）」として知られており、現在でも多くの歌手によってカバーされています。そんな「無法松の一生」を、本日はマンドリン倶楽部が得意とする伝統的ラテン・リズムバージョン（マンボ）でお届け致します。

5. ボレロ 悲しい酒

作曲：古賀政男

古賀政男作曲、美空ひばり歌のゴールデンコンビと石本美由起の作詞により、昭和41年のミリオンセラーを記録した大ヒット曲。哀感あふれるギターの旋律にのせた古賀メロディーの名曲を本日はボレロのリズムにのせてお送りします。

6. 赤い靴のタンゴ

作曲：古賀政男

1948年のイギリスのバレエ映画「赤い靴」の日本公開を記念して1950年に発売された作品。奈良三枝のソロヒットの中では1番の代表作であり、この曲をレパートリーとする歌手も多くいます。

7. シンフォニック 影を慕いて

作曲：古賀政男 編曲：甲斐靖文

昭和3年、古賀政男先生の学生時代の作品。自身の卒業演奏会のゲストに招いた佐藤千夜子を歌い手に昭和6年にレコードを発売し、翌年藤山一郎の歌で大ヒットを記録しました。苦渋に満ちた生活の中から生まれた曲であり、古賀先生の原点、明治大学マンドリン倶楽部の原点ともいえる曲です。今回はシンフォニックアレンジでお届けいたします。

8. 津軽組曲より春

作曲：甲斐靖文

「津軽組曲」は、津軽の四季を青森県の民謡「津軽じょんから節」をモチーフにマンドリン倶楽部の常任指揮者を務める甲斐靖文先生が作曲されました。津軽組曲は「春」「夏」「秋」「冬」そして「津軽第5番」の計5曲により構成されています。

「春」は1992年2月、「津軽の春」と題して作曲されました。早春の訪れを思わせるゆっくりとした序奏部分から一転してテンポが速くなり、じょんから節の曲弾き風のフレーズを奏することで、春を象徴しています。

9. 津軽第5番

作曲：甲斐靖文

「第5番」は、津軽組曲の集大成として最後に作曲されました。今までの津軽組曲とはまた違う趣のある作品となっています。

10. 昭和平成ヒットメドレー

編曲：甲斐靖文

令和時代も今年で7年。去りゆく昭和、平成の時代を懐かしのメロディで思い出していただきましょう。昭和から平成を彩った歌謡曲5曲をメドレーでお楽しみください。

ひびき法律事務所

弁護士 山本 洋祐 (平5政経学部卒、平19法科大学院修了)

〒410-0832 沼津市御幸町20番2号 御幸ビル5階
TEL 055(932)-0085 FAX 055(932)-0087

OP. ピンクパンサーのテーマ

作曲：ヘンリー・マンシーニ

1963年のコメディ映画「ピンクの豹」のテーマソングです。ピンクパンサーとは、怪盗に狙われる宝石の名前です。この宝石をイメージして、ピンク色のヒョウのアニメキャラクターが、オープニングアニメーションに登場します。このキャラクターが好評で、後にアニメキャラクターのみの作品が作られ、再びテーマソングとして「ピンクパンサーのテーマ」が使われました。

1. ロミオとジュリエット

作曲：ニーノ・ロータ

1968年の映画「ロミオとジュリエット」のために作曲された楽曲です。イタリア映画音楽の人気を高めたニーノ・ロータの作品で、「太陽がいっぱい」などとともによく親しまれている曲です。映画の原作は、シェイクスピアの同名の名作であり、レナード・ホワイティングとオリヴィア・ハッセーが主演しました。

2. シャレード

作曲：ヘンリー・マンシーニ

1963年製作の、スタンリー・ドーン監督、オードリー・ヘプバーン、ケイリー・グラント共演のミステリー・コメディ映画、「シャレード」の主題曲です。ヘンリー・マンシーニは、アメリカの作曲・編曲家で、ジャズ楽団の編曲や、映画音楽の作曲・編曲家として活躍しました。「ティファニーで朝食を」の主題歌、「ムーンリバー」も作曲しています。

3. オペラ座の怪人

作曲：アンドリュー・ロイド・ウェバー

19世紀末のパリ、オペラ座で繰り広げられる謎の怪人ファントムと若手女優の悲しい恋の物語「オペラ座の怪人」のタイトルナンバーです。原作はフランスの作家、ガストン・ルルーの怪奇ミステリーで、映画化、舞台化されています。フィギュアスケートの羽生結弦選手がこの曲を使用したことで話題となりました。

4. 恋はみずいろ

作曲：アンドレ・ポップ

1967年、ギリシャ出身の女性シンガー、ヴィッキー・レアンドロスのフランス語の歌唱で発表されました。翌年の1968年には、ポール・モーリアによって、インストゥルメンタル曲としてアレンジされ、全米第1位を獲得しました。その後、さまざまなアーティストによりカバーされています。

5. シェルプールの雨傘

作曲：ミシェル・ルグラン

1964年製作、ジャック・ドゥミ監督の、フランスとドイツの合作映画「シェルプールの雨傘」の主題歌です。シェルプールの町を舞台に、カトリーヌ・ドヌーブ演じる若い娘と貧しい自動車修理工の青年の恋と別離を描く映画です。この映画ではセリフが歌になっており、カンヌ国際映画祭のグランプリを受賞しました。

6. アンダルシア・チャチャチャ

編曲：ラモン・マルケス

アンダルシアは、スペイン南部の地名で、地中海と大西洋に面している都市です。アンダルシア地方はフラメンコの民族舞踊と音楽の形態が発祥の地です。チャチャチャは、ラテン音楽のリズムのことです。キューバの舞を改良して創始し、1950年代の中頃から世界的に流行しました。

7. 情熱のラテンメドレー

編曲：甲斐靖文

ラテン音楽とは、中南米諸国の民族的音楽の総称です。本日はその中から「闘牛士のマンボ」、サンバの代表曲「ブラジル」、情熱溢れるガラージャのリズムで「エル・クバンチェロ」の3曲をメドレーでお届けします。

8. 荒城ファンタジー

編曲：甲斐靖文

甲斐靖文先生が創部85周年を記念して作曲しました。「荒城の月」作曲の滝廉太郎は甲斐靖文先生と同郷の大分出身で、世界的に日本を代表する曲「荒城の月」の旋律をモチーフに、スパニッシュムードのリズムをフュージョンしてファンタスティックなスケールで編曲された記念曲です。

9. 津軽組曲より夏

編曲：甲斐靖文

「夏」は第一回のアメリカ演奏会で初演され好評を博し、以後マンドリン倶楽部の人気のレパートリーとしてほぼ毎回の演奏会で演奏しています。

ステーキとサラダバーの店
毎回牧場

〒411-0918 静岡県駿東郡清水町湯川 10-55

TEL 055-972-7720 FAX 055-973-5143

明治大学校歌

児玉花外 作詞
山田耕筰 作曲

1、白雲なびく駿河台

眉秀でたる若人が
撞くや時代の暁の鐘
文化の潮みちびきて
遂げし維新の榮になふ
明治その名ぞ吾等が母校
明治その名ぞ吾等が母校

2、権利自由の揺籃の

歴史は古く今もお
強き光に輝けり
独立自治の旗翳し
高き理想の道を行く
我等が健児の意気をば知るや
我等が健児の意気をば知るや

3、霊峰不二を仰ぎつつ

刻苦研鑽他念なき
我等に燃ゆる希望あり
いでや東亜の一角に
時代の夢を破るべく
正義の鐘を打ちて鳴らさむ
正義の鐘を打ちて鳴らさむ



リバティタワー
(駿河台キャンパス)

明治大学マンドリン倶楽部 PROFILE

マンドリン倶楽部は1923年(大正12年)、後に日本を代表する作曲家となる古賀政男の他、数名の学生たちによって創部され、本年(2025年)まで102年の長い歴史を築いてまいりました。卒業生の中からは作曲家、編曲家、演奏家、テレビ・ラジオ・レコード会社等、音楽関係で活躍する人達を輩出しております。

日本各地から招かれての全国公演に加え、イタリアや中国、アメリカなど数か国で海外公演を行うなど、世界的舞台上で活躍をするマンドリンオーケストラです。

クラシック、ポピュラー、映画音楽、ラテン音楽、各国の民謡や日本の歌謡曲、古賀メロディー等あらゆる音楽にチャレンジしており、大衆の皆様に愛される音楽を目指しております。

古賀政男先生の任命により2代目の指導者として倶楽部卒業生の作曲家・編曲家である甲斐靖文氏が音楽監督、常任指揮者としてマンドリン倶楽部独特のサウンドを作り上げ、約50年間貢献されています。



イタリアにて



(第1号様式)

2025年 12月 29日

函南町教育委員会 様

住 所

申請者

氏 名 安藤 萌

(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	金管楽器 体験会		
期 日	令和8年3月28日(土) 9:30~11:40		
会 場	長岡総合会館 アクシスかつらぎ 多目的ホール		
主催者	団体名	伊豆ジュニアプラス	
	代表者	団長 吉田 章	
	住 所	[REDACTED]	
共催又は後援団体	有・無 (有りの場合はその名称)	共 催	
		後 援	三島市教育委員会、清水町教育委員会、長泉町教育委員会、伊豆の国市教育委員会、伊豆市教育委員会

<p>事業の対象と 目的</p>	<p>対象：おもに三島市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町の小学校に通う小学3年から6年生までの児童ならびにその保護者。</p> <p>目的：さまざまな種類の金管楽器を実際に吹いてみて、音の出し方や音色を感じてもらう。また、音楽と楽器への理解を深め、自己表現の増進や新たな音や感覚の世界との出会いを創出し、広く芸術の入り口を啓蒙する。</p>		
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆ジュニアプラス指導スタッフによる楽器紹介と、演奏披露 ・金管楽器を実際に吹いてみる体験会 ・伊豆ジュニアプラスによる演奏披露 		
<p>申請理由</p>	<p>より多くの方に、活動を知っていただくため。</p>		
<p>入場料</p>	<p>有 料 ・ 無 料</p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>円</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

金管楽器 体験会

主催：伊豆ジュニアプラス

対象者：静岡県東部地区の小学校に通う児童（新3年生～新6年生）とその保護者

参加予定人数：50名

当日予定

開催日：令和8年3月28日（土）

場所：長岡総合会館 アクセスかつらぎ 多目的ホール

9：30 参加者受付開始

10：00 体験会開始

- ・指導スタッフによる各楽器の紹介と演奏披露
- ・楽器吹奏体験
- ・伊豆ジュニアプラスの児童による演奏披露

11：40 終了予定

令和7年度 金管楽器 体験会

収 支 予 算 書

伊豆ジュニアプラス

1 収入 (単位：円)

区 分	金 額	摘 要
本会計より	103,000	団費
合 計	103,000	

2 支出 (単位：円)

区 分	金 額	摘 要
会場費	55,000	基本使用料、冷暖房使用料、備品使用料
印刷費	15,000	募集チラシ
		4,100部 (片面カラー)
楽器運搬費	28,000	レンタカー(トラック)、ガソリン代
その他	2,000	消毒液など
	3,000	チラシ配布封筒代
合 計	103,000	

伊豆ジュニアプラス 2025年度役員名簿

R7.12.29現在

【指導者役員】

	役 職	名 前
1	団 長	吉田 章
2	監 事	鳥沢 秀演
3	リーダー	監物 孝恭
4	サブリーダー	津田 豪
5	事務局	山本 容子
6	事務局	安藤 萌

【後援会役員】

	役 職	名 前
1	会 長	根上 孝一
2	副会長	江口 千鶴
3	会 計	田村 加奈子
4	会 計	森川 麻奈美
5	庶 務	渡辺 幸子
6	庶 務	菅原 真理子

金管楽器を吹いてみよう



金管楽器や打楽器を、実際に見て、触って、吹いてみませんか？

吹いてみたい子、興味のある子、あつまれ～！

令和7年 3月29日 (土) 9:50~11:40

長岡総合会館 アクシスカつらぎ 多目的ホール

参加費 無料

※ 駐車場は、会館南側の第4駐車場をご利用ください。

対象 ... **小学校 新3年生～新6年生** 定員60名程度
申込締切 3月22日

持ち物 ... 水筒、タオル



主催：伊豆ジュニアプラス

後援：伊豆の国市、三島市、伊豆市、函南町、長泉町、清水町 各教育委員会

問い合わせ《メールのみ》

izu_junior_brass@yahoo.co.jp

～タイムスケジュール～

- 9:30 受付開始
- 9:50 あいさつ、説明
- 10:00 体験(1時間)
- 11:10 伊豆ジュニアプラス演奏
- 11:35 あいさつ
- 11:40 終了予定



参加申し込み 右記QRコードにて **お申し込みください**

※ 状況によっては、延期や中止となる可能性もあります。ご了承ください。
なお、その際、申し込みされた方にはメールでお知らせいたします。



☆昨年の体験会の様子☆



♪音の出し方などを、伊豆ジュニアプラスの
団員たちがアドバイスします。

データ配信校では、個人のタブレットPCに
チラシが届いているので見てください！

今年度のものを現在作成中です。

(第1号様式)

令和8年1月16日

函南町教育委員会

申請者 住 所 三島市大宮町2-1-5
三嶋大社
氏 名 宮司 矢田 部 盛 男
(連絡先) 055-975-0172

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	伊豆の歴史と三嶋大社		
期 日	令和8年4月21日(火)～令和8年5月6日(水)		
会 場	KITTE 丸の内 地下1階(千代田区丸の内2-7-2) 平日 午前11時00分～午後6時 土・日・祝日 午前11時00分～午後7時		
主催者	団体名	三嶋大社	
	代表者	宮司 矢田 部 盛 男	
	住 所	三島市大宮町2-1-5	
共催又は 後援団体	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	有 國學院大學博物館 一般社団法人美しい伊豆創造センター 三島市教育委員会、伊豆市教育委員会
		後 援	有 沼津市教育委員会(後援予定)



<p>事業の対象と目的</p>	<p>この事業は、三嶋大社の歴史や伊豆地域の文化・自然の魅力を広く伝え、観光客を誘致することを目的としています。神社の祭礼を主なテーマとして、祭礼を営んできた伊豆地域の歴史を地質学的特徴、食文化、歴史など、多彩なテーマを通じて伊豆の魅力を発信します。また神官・巫女装束着体験などの参加型イベントを通じて、訪れる人々に伊豆の文化や歴史への理解と興味を深めてもらうことを目指します。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>現在予定している展示の主な内容は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊豆諸島を渡る神々の足跡 ・三嶋大社と伊豆の歴史 ・三嶋大社の歴史と変遷 ・神事と祭事の暦 ・令和の大修理 ～祈りの杜、次代へ～ ・古写真の復元とレプリカ 		
<p>申請理由</p>	<p>この事業では、首都圏という広範な集客が見込まれる場で三嶋大社や伊豆地域の魅力を発信しますので、国内外から函南町への観光誘致に貢献します。</p>		
<p>入場料</p>	<p>有 料 ・ 無 料</p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>円</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

「伊豆の歴史と三嶋大社」展 報告書

一、開催概要

会期 令和七年四月十九日（土）～五月六日（火） ※十八日間
会場 KITTIE丸の内地下一階 東京シティアイ パフォーマンスゾーン

東京都千代田区丸の内二―七―二

主催 三嶋大社

共催 國學院大學博物館、一般社団法人美しい伊豆創造センター

後援 三島市、伊豆の国市、伊豆市

協力 日本カメラ博物館、沼津市教育委員会、

基礎地盤コンサルタンツ株式会社、インターメディアテク、
花柳吉野（安藤家旧磐城平藩伝来御家流茶道）、水口千令（紙切り作家）

二、来場者数

来場者数は、約一四、〇〇〇名

「来場者数について」

・東京シティアイオートカウンター 四一、九八六名

（インフォメーションゾーン、パフォーマンスゾーン、店舗フロントの合算）
パフォーマンスゾーンのみの割合は、三割程度の見込み（約一三、九九五名）
・スタッフ目測（通路側入口）は、約七、七九〇名

三、主なイベント

○オーブニングセレモニー

四月十九日、主催者宮司挨拶、展示の概要について各専門家より解説した。報道関係では、テレビ静岡、静岡新聞、ニッポン放送が取材した。

○武家茶道お茶の振る舞い

四月十九日、二十一日、二十九日、五月四日の計四回実施した。毎回、満席となった。お子様のお弟子さんが大好評だった。

○着装体験

期間中の土日祝日に計九回実施した。小中学生や外国人観光客に大人気だった。

○ゆるキャラ登場

四月二十六日、二十七日は「みしまるくん」、五月三日、五日は「てつぎえもん」が登場した。

○三嶋大社神楽「八乙女舞」奏舞

五月四日、二部に分けて実施した。巫女舞は大好評だった。

○トークイベント

五月三日、深澤太郎氏・遠藤大介氏登壇

五月四日、井桜直美氏登壇

五月五日、吉永博彰氏・池谷初恵氏登壇

各日七〇名程度が聴講し、席に限りがあったため立ち見の人が多数いた。

四、メディア掲載・広報 ※順不同

○メディア掲載

テレビ静岡 令和七年四月二十日午後零時二十三分ネットニュース配信

静岡新聞 令和七年四月二十日掲載

東京新聞 令和七年四月十八日掲載

毎日新聞 令和七年五月三日掲載（静岡版）

ビジット・ジャパン通信 令和七年四月二十四日メルマガ配信（写真のみ）

Yahoo! NEWS / FNN プライムオンライン / MSN ニュース /

ジオゴト HP / dメニュー ニュース / テレしず Wasabe HP /

KITTE 丸の内イベント HP・X・FB / 國學院大學 HP・FB /

ryoshimiizu 清水玲 HP / 三島観光協会 HP / 基礎地盤 HP /

伊豆の国市観光 インスタグラム / 日本カメラ博物館 HP / IZAIJU HP /

三嶋大社 HP / 神尾てるあき official Site / やますぎ on X・アメブロ /

水口ちはる X・インスタグラム など

○広報

神社新報社 令和七年四月二十一日掲載

文化放送 令和七年四月二十八日午後零時五十分〜 パブリシティ

ニッポン放送 令和七年五月三日午前八時三十五分〜 パブリシティ

五、チラシ、パンフレット、ポスター

○チラシ

- ・会場案内チラシ一、五〇〇枚作成（在庫あり）
- ・三嶋大社アクセスチラシ作成

○ポスター

- ・三嶋大社三枚、K I T T E館内二枚、國學院大學博物館二枚、C X一枚、三島市一枚、三島市観光協会一枚の計十枚掲出した。

○配布物

- ・三嶋大社

由緒書 七三五部
人生儀礼 五六五部

御大典奉祝記念事業奉賛募金冊子封筒 二〇〇部
御大典奉祝記念事業奉賛募金リーフレット 四七八部

- ・楽寿園

- ・三島スカイウォーク 一〇〇部

- ・國學院大學博物館 二〇〇部

- ・三島市観光協会 みしまめぐり 四五〇部

- ・伊豆の国市 二所三嶋詣 三〇〇冊

- ・三嶋大社 二七〇部（日本語二五〇部、英語二〇部）

伊豆の国市温泉ガイド

・美しい伊豆創造センター

・基礎地盤コンサルタント(株) ジオハザード説明書

※想定以上に観光パンフレットやチラシが人気だった。

東京メディアアシティより、通常この期間で配布されるチラシは二〇〇枚以内

一、四〇〇部
三、八〇〇枚
五〇〇部

六、主な来場者・関係者

三嶋大社関係者では、役員・総代・崇敬会員
國學院大學博物館副館長他、静岡大学名誉教授
地元自治体、観光協会関係者、地元議員、企業関係者
フジテレビ関係者 他

七、その他

【留意点】

- ・三島・伊豆在住の来場者が多く、三島へのアクセス方法についての質問があった。
- ・会場内のビデオは最後まで視聴する人が多く、関心が高かった。
- ・キャプションや古写真レプリカ、乾板写真機の説明は、より具体的にすると理解が深まる。
- ・古写真レプリカ、乾板写真機についてもう少し詳細説明あった方が良かった。
- ・古写真に合わせた三嶋大社の年表展示があると良い。

- ・御簾や剥ぎ取り地層、かわらけなどは口頭で説明すると興味を引くが展示のみでは貴重さが伝わりにくい。
- ・来場者のマナーは良好で、破損・紛失等はなかった。
- ・プロント側への展示は効果があった。
- ・準備期間が短くパネル展示、武家茶道、巫女舞、トークショーのテスト等リハーサルが出来なかった。
- ・コーナーイベント日時詳細情報を展示及びHPに明記した方がよい。
- ・お茶の振る舞いは、マイクとお弟子さんが必須。
- ・ゆるキャラの登場時間、体力、バッテリー管理が課題。
- ・イベントを一日に盛り込みすぎると準備が間に合わない。
- ・着装コーナーは呼び込みが重要で、子供用の装束も必須。
- ・垂れ幕などの大きさをデザインは好評で、多くの人が写真撮影していた。
- ・看板幕、パネル及びポスターなどの展示の耐久性に問題はなかった。
- ・映像トラブルは解消するまで時間かかったため、今後はHDD再生を推奨する。
- ・入場無料、撮影OKの案内を各所（HP、ポスターなど）に必ず入れる。
- ・書籍案内などする場合、QRコードなど購入方法を掲示する。
- ・巫女さんスタッフが大人気で集客効果大。
- ・國學院大學 学生スタッフ六名の会場手伝い（椅子の移動、呼び込みなど）協力大。

以上

HISTORY & MISHIMATASUJA

伊豆の歴史 と 三嶋大社

IZU HISTORY

& MISHIMATASUJA

2025

4/19 土

> 5/6 火

東京シティアイパフォーマンスゾーン
東京都千代田区丸の内三丁目7番2号 KITTE 地下1階

主催：三嶋大社

後援：三島市 伊豆の国市 伊豆市

共催：國學院大學博物館 美しい伊豆創造センター

協力：日本カメラ博物館 沼津市教育委員会 基礎地盤コンサルタンツ株式会社
インターメディアテック 武家茶道(田嶋城平高伝家流茶道) 水口千台(紙切り作家)



< 詳しくはこちら >

関連イベント

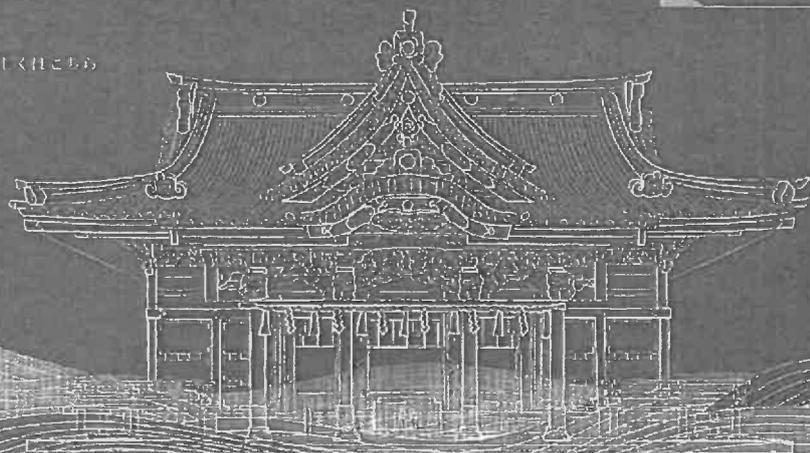
三嶋大社の歴史と古景観
-写真乾板・絵巻図からAIの活用まで-

2025

4/15 火

> 5/18 日

國學院大學博物館
考古展示室



事務連絡
令和8年1月27日

教育委員 各位

学校教育課長

令和7年度卒業式及び令和8年度入学式へのご臨席について

令和7年度卒業式及び令和8年度入学式について、別紙のとおり調整させていただきましたので、各委員ご来賓としてご臨席をお願い申し上げます。

なお、幼稚園については本年度から式運営の都合により、入園式・卒園式ともに来賓招待がなくなっておりますのでご了承ください。

別紙に記載の受付時間、開式時間については予定時刻を記載してありますので、後日、学校から発送される案内状を再度ご確認のうえ、ご臨席下さいますようお願い致します。

令和7年度卒業式 及び 令和8年度入学式 ご臨席一覧表

卒業・卒園式

学校(園)名	挙 行 日	開式時間 (予定)	御臨席依頼者(敬称略)			
春光幼稚園	3月18日(水)	9:30	令和7年度より 委員の参列はなし			
丹那幼稚園	〃	9:30				
二葉こども園	〃	9:30				
間宮幼稚園	〃	9:30				
みのり幼稚園	〃	9:30				
自由ヶ丘幼稚園	〃	9:30				
函南小学校	3月19日(木)	9:00	土屋副議長(祝辞)	林委員		
丹那小学校	〃	9:00	仁科町長(祝辞)	渡邊委員		
桑村小学校	〃	9:10	久保田教育長(祝辞)	小永井委員		
東小学校	〃	9:10	鈴木議長(祝辞)	岩谷教育次長		
西小学校	〃	9:00	藤間副町長(祝辞)	長澤委員		
函南中学校	3月19日(木)	13:30	仁科町長(祝辞)	久保田教育長	小永井委員	林委員
東中学校	〃	13:30	鈴木議長(祝辞)	藤間副町長	渡邊委員	長澤委員

入学式

学校(園)名	挙 行 日	開式時間 (予定)	御臨席依頼者(敬称略)			
函南小学校	4月8日(水)	9:00	藤間副町長(祝辞)	長澤委員		
丹那小学校	〃	10:00	土屋副議長(祝辞)	渡邊委員		
桑村小学校	〃	10:00	仁科町長(祝辞)	林委員		
東小学校	〃	9:25	久保田教育長(祝辞)	小永井委員		
西小学校	〃	9:30	鈴木議長(祝辞)	岩谷教育部長		
函南中学校	4月8日(水)	13:30	鈴木議長(祝辞)	藤間副町長	渡邊委員	長澤委員
東中学校	〃	13:30	仁科町長(祝辞)	久保田教育長	小永井委員	林委員

※ 開式時間は予定時間を掲載しております。参集時間等は学校・園から発送される案内状をご確認ください。

※ 幼稚園の入園式卒園式への参列は令和7年度から行わないこととなりました。

教育委員ごとの参列校一覧

	卒業式					
	小学校			中学校		
	3月19日(木)			3月19日(木)		
久保田教育長	桑村小学校	(祝辞あり)	9:00～	函南中学校	13:30～	
渡邊委員	丹那小学校		9:00～	東中学校	13:30～	
小永井委員	桑村小学校		9:10～	函南中学校	13:00～	
林委員	函南小学校		9:00～	函南中学校	13:00～	
長澤委員	西小学校		9:00～	東中学校	13:30～	
教育次長	東小学校		9:10～			

	入学式					
	小学校			中学校		
	4月8日(水)			4月8日(水)		
久保田教育長	東小学校	(祝辞あり)	9:25～	東中学校	13:30～	
渡邊委員	丹那小学校		10:00～	函南中学校	13:30～	
小永井委員	東小学校		9:25～	東中学校	13:30～	
林委員	桑村小学校		10:00～	東中学校	13:30～	
長澤委員	函南小学校		9:00～	函南中学校	13:30～	
教育部長	西小学校		9:30～			

国民保護法に基づく避難施設の指定の同意について(報告)

選定結果	施設		緊急一時避難施設としてのみ使用可能な施設	構造				避難施設面積				
	名称	町丁目名・番(番地)・号		(RC造・SRC造)	コンクリート造	その他(木造・S造)	階数	地下施設	屋内避難施設面積(m ²)	避難所面積(m ²)	緊急一時避難施設面積(m ²)	地下施設面積(m ²)
適当	函南中学校	仁田56	-	○	-		-	754	754	754	0	0
適当	函南小学校	仁田148	-	○	-		-	661	661	661	0	0
適当	東小学校	平井972	-	○	-		-	704	704	704	0	0
適当	西小学校	間宮475	-	○	-		-	611	611	611	0	0
適当	桑村小学校	桑原933	-	○	-		-	154	154	154	0	0
適当	丹那小学校	丹那443	-	○	-		-	411	411	411	0	0
適当	西部コミュニティセンター	肥田667-1	-	○	-		-	660	660	660	0	0
適当	農村環境改善センター	丹那333-1	-	○	-		-	659	659	659	0	0

国民保護とは

- 万一、武力攻撃や大規模テロが起こった場合に、
 - 正確な情報を把握し、住民に伝え、
住民が正しく避難できるようにする
 - 救援、武力攻撃災害への対処を行う
- 国、県、市町村、住民などが協力して、
住民を守るための仕組み
- 住民の生命や財産を守るという意味では、
地方公共団体・消防の本来の役割とも言える

武力攻撃事態と緊急対処事態

武力攻撃事態 : 武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

緊急対処事態 : 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

武力攻撃事態の4類型

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空機による攻撃

緊急対処事態の事態例

1 攻撃対象施設等による分類

(1)危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

例:原子力事業所などの破壊、石油コンビナートなどの爆破、危険物積載船などへの攻撃

(2)多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

例:大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

2 攻撃手段による分類

(1)多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

例:ダーティボムなどの爆発、生物剤・化学剤の大量散布

(2)破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

例:航空機などによる自爆テロ

避難施設の指定

○国民保護法（抄）

（避難施設の指定）

第百四十八条 **都道府県知事***は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を**避難施設として指定しなければならない**。※第百八十四条により、指定都市にあっては市長。以下、「都道府県知事」について同。

2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

○国民の保護に関する基本指針（閣議決定）（抄）

第4章第1節5（1） 避難施設の指定

都道府県知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施設を指定するものとする。この場合において、以下の事項等に留意するものとする。

○ 避難所として、学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的として、公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

「避難所等」

○ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。

「緊急一時避難施設」

○ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないように指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する

→ 緊急一時避難施設の指定をより一層促進し、特に地下施設（地下街・地下駅舎等）の指定を進めるため、令和3年度から7年度までの5年間を集中取組期間として指定を推進（令和3年5月）

避難施設の指定状況

施設区分	施設数 (令和7年4月1日現在)	定義等
避難施設	102,141※ ¹	住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設
屋内避難施設	80,645※ ²	避難所、緊急一時避難施設及び特定臨時避難施設
避難所	71,796	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、 長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
緊急一時避難施設	61,142	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
地下施設	4,233	
特定臨時避難施設 ※新設	(整備予定)	武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた一定期間避難可能で堅ろうな避難施設（先島諸島の5市町村（与那国町、竹富町、石垣市、多良間村及び宮古島市）で整備予定）
屋外避難施設	62,602	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

※1 屋内避難施設と屋外避難施設のいずれにも該当する施設が存在するため、これらの合計値と避難施設数は一致しない。

※2 避難所と緊急一時避難施設のいずれにも該当する施設が存在するため、これらの合計値と屋内避難施設数は一致しない。